

自 令和3年9月10日

至 令和3年9月17日

令和3年第3回平内町議会定例会

会 議 録

平内町議会事務局

令和3年第3回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（9月10日 金曜日）	19
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（9月13日 月曜日）	27
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 七尾 潔君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 小笠原智鶴子君	

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

(教育長 渡辺伸一君)

(福祉介護課長 塩越信子君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君)

1、質 疑	58		
1、決算特別委員会設置				
1、議案付託				
1、陳情付託				
1、休会提議				
1、散 会				
第3号(9月17日 金曜日)	63		
1、本日の会議に付した事件				
1、出席議員及び欠席議員				
1、法121条による出席者				
1、出席事務局職員				
1、開 議				
1、決算特別委員会報告				
1、表 決	65		
議案第54号	議案第55号	議案第56号	議案第57号	
議案第58号	議案第59号	議案第60号	議案第61号	
議案第62号	議案第63号			認 定
1、総務福祉常任委員会報告				
1、経済文教常任委員会報告				
1、表 決	66		
議案第64号	議案第65号	議案第66号	議案第67号	
議案第68号	議案第69号	議案第70号	議案第71号	
議案第72号				原案可決
陳情第2号				採 択
1、表 決	66		
議案第73号				原案可決
1、表 決	67		
議案第74号				原案可決
1、表 決	68		
議案第75号				原案可決
1、表 決	68		
議案第76号				原案可決
1、表 決	68		
議案第77号				原案可決
1、表 決	69		
議案第78号				同 意

1、表	決	69
	発議第 5 号		原案可決
1、表	決	70
	発議第 6 号		原案可決
1、表	決	71
	発議第 7 号		原案可決
1、表	決	72
	発議第 8 号		原案可決
1、議員派遣の件		73
			承認
(追加日程)			
1、表	決	74
	発議第 9 号		原案可決
1、町長挨拶 (町長 船橋茂久君)			
1、閉会			

〔参考登載〕

平内町告示第67号

令和3年第3回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年9月7日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和3年9月10日（金） 午後1時30分
2. 場 所 平内町議会議場

令和3年第3回平内町議会定例会 会期日程表

令和3年9月10日招集

月 日	開議時刻	件 名
9月10日 (金)	午後1時30分	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
9月11日 (土)		休 会
9月12日 (日)		休 会
9月13日 (月)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 決算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 第 5 陳 情 付 託 散 会
9月14日 (火)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)

月 日	開議時刻	件 名
9月15日 (水)	午前10時	休 会 (決算特別委員会)
9月16日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
9月17日 (金)	午後1時30分	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 決算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第73号</p> <p>第 4 議案第74号</p> <p>第 5 議案第75号</p> <p>第 6 議案第76号</p> <p>第 7 議案第77号</p> <p>第 8 議案第78号</p> <p>第 9 発議第 5 号</p> <p>第10 発議第 6 号</p> <p>第11 発議第 7 号</p> <p>第12 発議第 8 号</p> <p>第13 議員派遣の件</p> <p>追加日程</p> <p>第14 発議第 9 号</p> <p>(町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和3年第3回平内町議会定例会
9月10日議事日程表（第1号）

開議時刻 午後1時30分

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和3年第3回平内町議会定例会
9月13日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 決算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

日程第 5 陳 情 付 託

散 会

令和3年第3回平内町議会定例会
9月17日議事日程表（第3号）

開議時刻 午後1時30分

開 議

- 日程第 1 決算特別委員会報告
- 日程第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3 議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案
- 日程第 4 議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
- 日程第 5 議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案
- 日程第 6 議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 8 議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第10 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案
- 日程第11 発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案
- 日程第12 発議第8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案
- 日程第13 議員派遣の件

(追加日程)

日程第 1 4 号 発議第 9 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書

(町 長 挨 拶)

閉 会

令和3年第3回平内町議会定例会会議録

令和3年9月10日 開 会

令和3年9月17日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第54号 令和2年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について
議案第57号 令和2年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
議案第58号 令和2年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第60号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号 令和2年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 令和3年度平内町一般会計補正予算案
議案第65号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第66号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
議案第67号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
議案第68号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
議案第69号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
議案第70号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第71号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第72号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案
議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案
議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案
議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

2、議員提出案件名

- 発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案
発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案
発議第8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案
発議第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書

3、陳情書

- 陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

4、報告

- 報告第 8 号 専決処分した事項の報告について [和解及び損害賠償額の決定について]
 - 報告第 9 号 専決処分した事項の報告について [工事の請負契約の一部変更について]
 - 報告第 10 号 令和 2 年度平内町特別導入事業基金の実績報告について
 - 報告第 11 号 専決処分した事項の報告について [和解及び損害賠償額の決定について]
 - 報告第 12 号 令和 2 年度平内町一般会計継続費精算報告書について
 - 報告第 13 号 令和 2 年度平内町健全化判断比率の報告等について
 - 報告第 14 号 令和 2 年度平内町資金不足比率の報告等について
 - 報告第 15 号 令和 2 年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について
- 令和 2 年度平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書
例月出納検査結果報告書

5、令和 3 年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和 2 年度の実績）

令和3年9月17日

平内町議会議長 船橋健人 殿

決算特別委員長 七尾 潔

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第54号	令和2年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第55号	令和2年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第56号	令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第57号	令和2年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第58号	令和2年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第59号	令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第60号	令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第61号	令和2年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第62号	令和2年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第63号	令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

令和3年9月17日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第64号	令和3年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第65号	令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第71号	令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第72号	令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和3年9月17日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第95条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
陳情第2号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	願意妥当	採択すべきもの

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第64号	令和3年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第66号	令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第67号	令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第68号	令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第69号	令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第70号	令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
 日程第2、会期の決定
 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
-

出席議員 11名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	7番 七尾 潔君	8番 倉内 清一君
9番 佐々木 徳正君	10番 田中 光弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 逢坂 重良君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

振鈴（午後1時30分 開会）

議長（船橋健人君） どうも皆さんこんにちは、会議に先立ち、私からお詫びを申し上げたいことがございます。先般、私の軽率な行動により6月定例会後、コロナウイルス感染症が収束しないまま、同僚議員の「偲ぶ会」を開き、私が声掛けし、出席していただいた町3役及び議員、そして町民の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、改めて、お詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

議長（船橋健人君） それでは、ただいまから、令和3年第3回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が11人でありますので、会議は成立します。

ただちに本日の会議を開きます。

会議は、議事日程表第1号により進めます。日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音

頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。

全員ご起立願います。

(町民憲章を朗読した)

議長（船橋健人君） 着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成） それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました、案件は「議案第54号 令和2年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第55号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第56号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第57号 令和2年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第58号 令和2年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第59号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第60号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第61号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第62号 令和2年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第63号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第64号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第65号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第66号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第67号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第68号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第69号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第70号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第71号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第72号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案」、「議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案」、「議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案」、「議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」、「議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」、「議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」以上25件であります。

次に、議員提案の案件は「発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」、「発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」、「発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案」以上3件であります。

また、今定例会までに受理した、陳情書は「陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」の1件であります。

次に、報告関係では、町長より「報告第8号 専決処分した事項の報告について [和解及び損害賠償額の決定について]」、「報告第9号 専決処分した事項の報告について [工事の請負契約の一部変更について]」。また、平内町特別導入事業管理者より「報告第10号 令和2年度平内町特別導入事業基金の実績報告について」次に、町長より「報告第11号 専決処分した事項の報告について [和解及び損害賠償額の決定について]」、「報告第12号 令和2年度平内町一般会計継続費精算報告書について」、「報告第13号 令和2年度平内町健全化判断比率の報告等について」、「報告第14号 令和2年度平内町資金不足比率の報告等について」、「報告第15号 令和2年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について」。

また、平内町監査委員より「令和2年度 平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」と、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、議員各位に配布してあります。

また、平内町教育委員会より「令和3年度 平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書・令和2年度の実績」が提出されましたので、議員各位に配布してあります。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元におくばりしてありますので、ご了承願います。以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番田中光弘君、11番木村良一君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの8日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第54号」から「議案第78号」まで以上25件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）皆様、こんにちは。

本日ここに、令和3年第3回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、7月初め、東海地方から関東地方南部を中心に記録的な豪雨となり、静岡県熱海市伊豆山地区の大規模な土石流災害や、8月13日過ぎの、日本付近で停滞する前線の影響の豪雨により、九州、西日本地方の多くの人々の尊い命が失われました。亡くなられた方々に対し、心より、御冥福をお祈り申し上げ、大切な家族を亡くされました御遺族の方々に、心より御見舞い申し上げます。

また、青森県内においても、下北や上北地方を中心に、台風9号から変わった温帯低気圧の影響で大雨となり、むつ市や風間浦村では、社会生活、経済活動の基盤となる両市村を結ぶ唯一の橋の崩落や、国道279号沿いに大量の土砂流出などで、地域に点在する集落の孤立を招くなど、甚大な被害に見舞われ、避難生活や不便な生活に苦しんでおられます方々へ、心より御見舞い申し上げ、一日でも早い、復旧・復興を願うものであります。

新型コロナウイルス感染症については、町では、今月12日をもって、ワクチン接種を希望する12歳以上の町民への集団接種が完了することとなっておりますが、日本国内においては、感染力が非常に高い変異型ウイルスのデルタ株の発生により、依然として猛威を振るっており、東京都ほか20道府県には、今なお、国の緊急事態宣言が発出されている状況から、今後とも、県との連携を深め、町民の健康、命を守るべく、町民への感染対策、対応を、ひとつずつ丁寧に積み重ねて参る所存であ

ります。

さて、水稻につきましては、東北農政局公表による8月15日現在の作柄概況は、春先の田植えから出穂期まで天候に恵まれ、青森県全体では「良」と予測されているところではありますが、わが町では、8月上中旬の台風・大雨による日照不足・低温等の影響が一部地域でみられております。

また、9月8日の報道によりますと、コロナ禍で外食向けの業務用需要が低迷している状況から、2021年産米を集荷した際に、農協が農家に仮払いする「生産者概算金」の目安が、町の主力品種であります「まっしぐら」については、8,000円と20年産より、3,400円の大幅な下げ幅となり、町の稲作農家の生産意欲が低下しないか、大きな懸念を抱いております。

今後は、県はじめ関係機関と、より一層、連携を強化し、生産管理等に万全を期すための体制を図って参りたいと考えております。

一方、ホタテ養殖においては、令和2年産の半成貝、新貝ともに大きなへい死はなく、成長も順調で生産量もほぼ予定どおりとなりましたが、販売金額については、コロナ禍における巣ごもり需要に支えられたベビーホタテの出荷が堅調で、平均単価が昨年より50円ほど高く、平内町漁業協同組合の当初の販売計画額を7月末の時点で達成しております。

また、稚貝については、母貝の産卵が平年より早い3月上旬に始まり、1袋あたりの付着数でいくと例年並みとなりましたが、間引き後の成長が悪く、採取時点では予定数を採取できない方もいたようで、心配しましたが最終的には漁業者同士で融通し合い十分に確保できたと伺っております。梅雨明けが早く、高水温期間が長くなることが予想されていることから、成貝用の新貝と稚貝への成長に悪影響を及ぼすのではないかと懸念しております。

このように環境変動の影響を受けやすいホタテ養殖は、その年毎に課題は変わるものの、ホタテの安定生産のためには、養殖の適正数量を守り、多少の環境変動にも耐え得る、丈夫な種苗を確保するための母貝の育成に引き続き、生産者及び漁業協同組合と一体となって取り組んで参りたいと考えております。

本年度の町行政の運営につきましては、現在のところ事務事業全般にわたり順調に経過しており、これも偏に議員並びに町民各位の御理解と御支援の賜物であると心から感謝申し上げます。

さて、今定例会には、前年度の各会計にかかわる決算認定及び本年度の各会計補正予算案並びに人事案件等、合わせて25件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第54号 令和2年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。現下の厳しい行財政に鑑み、限られた財源の重点的配分方針のもとに編成し、その予算執行に当たっては、適正かつ効率的に活用した結果、お陰様をもちまして計画した事業等は順調に実施され、所期の目的を達成することができました。

本議案にかかわる予算総額は、歳入歳出ともに101億9,379万5千円となりました。これに対する決算では、収入済額が94億8,802万8千余円、支出済額が92億4,285万9千余円で、歳入歳出の差引残額2億4,516万9千余円の剰余金が生じました。この剰余金については、繰越明許費の既収入特定財源254万円と一般財源分9,090万5千円を差し引いた残額1億5,172万4千余円のうち、地方自治法の規定に基づき、財政調整基金へ8,000万円を積立し、残額7,172万4千余円を令和3年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第55号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額20億141万円に対し、収入済額が20億4,972万5千余円で、予算に比し4,831万5千余円の増収となり、支出済額が19億3,702万4千余円で、予算に比し6,438万5千余円の支出減となりました。この結果、歳入歳出の差引残額1億1,270万

1千余円の剰余金が生じました。

その大きな要因は、歳入において、安定的な国保税収を確保できたことや、新型コロナウイルス感染症関連の国保税減免に対し、国等の財政支援があったこと、また、歳出においては、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響から医療機関への受診控えにより、保険給付費が抑えられたことなどが挙げられます。この剰余金については、全額令和3年度へ繰越することにいたしました。

次に、「議案第56号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」であります。まず、収益的収入及び支出における病院事業収益は、15億2,858万余円となりました。一方、病院事業費用では14億7,219万9千余円となり、これの差引額から資本的支出の消費税分712万4千余円を差し引いた当年度純利益は、4,925万6千余円となりました。これにより年度末における累積欠損金は、12億4,145万8千余円で、昨年度より3.8パーセントの減少となっております。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債が1,600万円、一般会計負担金が1億4,396万6千円、補助金は、一般会計補助金4,971万8千円を含み6,073万5千円で、収入の合計は、2億2,070万1千円となりました。一方、支出では医療機器の整備等に係る建設改良費が8,007万7千余円、企業債償還金が2億2,365万4千余円、医療職修学資金貸付金が180万円で、支出の合計は、3億553万1千余円となり、不足する額8,483万余円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、「議案第57号 令和2年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」であります。当町の給水人口は、前年度比197人減少して1万102人となりました。決算の内容につきまして、収益的収入の営業収益は2億8,340万6千余円、営業外収益は一般会計繰入金801万9千円を含み3,440万6千余円で、収益合計では3億1,781万3千余円となりました。また、費用においては、営業費用で1億9,865万6千余円、営業外費用で3,717万5千余円、費用合計では2億3,583万1千余円となりました。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債、国庫補助金等で収入合計額1億203万1千円となり、支出では、建設改良費の配水池工事、企業債償還金等で、支出合計額2億5,990万9千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,787万8千余円は、現年度分損益勘定留保資金並びに現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,947万2千余円、建設改良積立金5,840万5千余円で補てんいたしました。なお、これらに係る消費税関係を処理した結果、総収益2億9,186万9千余円、総費用2億1,916万9千余円で、当年度純利益は7,269万9千余円となりました。

次に、「議案第58号 令和2年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額2,380万円に対し、収入済額が一般会計からの繰入金2,337万3千円と前年度繰越金42万7千余円をあわせて2,380万余円となり、一方、支出済額が指定管理料ほかで2,339万余円となり、歳入歳出の差引残額40万9千余円は、令和3年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第59号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額1億5,453万7千円に対し、収入済額が1億5,448万6千余円、支出済額が1億5,384万4千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額64万2千余円は、令和3年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第60号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額9,621万9千円に対し、収入済額が9,629万1千余円、支出済額が9,581万9千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額47万2千余円は、令和3年

度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第61号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額4億252万3千円に対し、収入済額が3億9,986万9千余円、支出済額が3億9,932万3千余円となりました。この結果、歳入歳出差引額54万6千余円は、令和3年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第62号 令和2年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額13億5,805万7千円に対し、収入済額が13億4,639万8千余円、支出済額が13億3,362万2千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額1,277万6千余円の剰余金が生じました。その大きな要因は、介護サービスの保険給付費が見込額を下回ったことによるものであり、この剰余金については、全額令和3年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第63号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額3億2,861万3千円に対し、収入済額が3億3,004万8千余円、支出済額が3億2,789万7千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額215万1千余円は、令和3年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第64号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、総体として2億2,268万5千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに70億2,649万1千円としたものであります。

補正の主なものとして歳出では、防災無線保守管理費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、ホタテ残渣収集運搬委託料及び焼却業務委託料、農業用道水路補修事業費、山村開発センター維持管理事業費、平内町事業者等継続支援金、道路等修繕費、学校給食センター維持管理事業費、中学校施設維持管理事業費、各特別会計への繰出金等について、新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を始めとして、歳出に関連したそれぞれの収入を見込んだほか、前年度会計からの繰越金確定分を増額計上し、なお、不足する一般財源については地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第65号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに3,009万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに20億5,854万4千円といたしました。

補正の内容について歳出では、基金積立金及び過年度精算による返還金を増額し、金額の確定により、国民健康保険事業費納付金を減額いたしました。歳入では、決算剰余金確定により繰入金を減額、繰越金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第66号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業外収益を3,048万4千円増額いたしました。これにより、病院事業収益は14億6,962万7千円となりました。一方、支出につきましては、医業費用において経費を120万円増額し、病院事業費用を15億258万1千円といたしました。また、資本的収入及び支出のうち収入では、一般会計負担金を120万円増額いたしました。一方、支出においては、長期貸付金を120万円増額し、資本的収入及び支出の総額を2億5,370万7千円といたしました。

次に、「議案第67号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに95万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに2,445万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、夜越山スキー場のヒュッテ内のガス漏れ警報器の交換、スキー場の案内板設置、脱索検出回路の不具合の調査費用を増額いたしました。歳入では、前年度会計繰越金を

見込み、予算調整を図るため一般会計からの繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第68号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに744万5千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億6,261万5千円といたしました。

補正の内容について歳出では、修繕費、浄化槽設置工事、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金等を増額いたしました。歳入では、国庫補助金、前年度会計繰越金等を増額、予算調整を図るため一般会計からの繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第69号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出予算ともに762万8千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億2,739万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、修繕費、備品購入費、漁集排施設機能保全業務委託料等を増額しました。歳入では、前年度会計繰越金等を増額、予算調整を図るため一般会計からの繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第70号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、予算総額の変更はなく補正前と同額となっております。

補正の内容について歳出では、設計業務の入札減に伴い委託料を減額し、工事の進捗を図るために工事請負費を増額いたしました。歳入では、前年度会計繰越金等を増額、予算調整を図るため一般会計からの繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第71号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに765万9千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに13億9,368万9千円といたしました。

補正の内容について歳出では、地域支援事業費及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金を増額、繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第72号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに215万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億1,129万9千円といたしました。

補正の内容について歳出では、諸支出金を増額いたしました。歳入では、繰越金を増額して歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案」であります。青森県が県内の市町村と共同利用を進めている電子申請・届出システムに当町も参加を予定しており、町の機関等に係る申請及び届出を電子申請・届出システムにより行うことから、本条例を制定するものであります。

次に、「議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案」であります。令和2年6月に、公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラ作成に係る費用について、それぞれ条例で定めた限度額の範囲内の金額を公費で負担できることとなり、条例を整備する必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、「議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令がそれぞれ制定され、令和3年4月1日から施行されていることから、本条例を制定するもの

であります。

次に、「議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法が改正されたことに伴い、関係手数料の内容を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。これまでの「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日付けで制定されました。

この新過疎法の制定に伴い、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、令和3年度から令和7年度までの5カ年分の計画を策定するものであります。

次に、「議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。現委員の今芳廣氏は本年10月24日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたしたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長(船橋健人君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日、11日及び12日は、町の休日のため休会といたします。

来る9月13日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうもご苦労様でした。

(午後2時09分 散 会)

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

日程第2、質 疑

日程第3、決算特別委員会設置

日程第4、議案付託

日程第5、陳情付託

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	7 番 七 尾 潔君	8 番 倉 内 清 一君
9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 田 中 正 美君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 逢 坂 重 良君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が11人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1 一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

コロナ禍の鎮静化が見通せない中、先日、国のトップである菅首相が突然辞任表明をいたしました。次期首相選をめぐり、国会の動きは慌ただしくなっているようですが、国においては、コロナ対策の空洞化を招くことがないようにお願いするとともに、次期首相には、率先してコロナ対策を牽引し、国民が納得できるような効果的な対策に着手するとともに、わかりやすい情報発信に努め、一日も早くコロナ禍を収束させていただくことを願うばかりであります。

幸い、我が平内町の8月の感染者は10人以下ということでありました。これもひとえに町民各位の感染対策に対する意識の表れによるものと考えております。当町では、9月12日をもってワクチン接種が一旦終了するとのことですが、引き続き、未接種者の救済に努めていただくよう要望いたします。

また、先日の報道で、コロナで需要減が続き米の生産者概算金がつがるロマン、まっしぐらが3,400円の大幅な下げ幅になるとのことでしたので、こちらにつきましても、今後も動向を注視し、県などの関係機関と連携して対策を講ずる必要があると認識しておりますので、町当局には万全の対策をお願いいたしまして、一般質問に入ります。

「飲食店等への支援について」と題しまして、新型コロナウイルス感染症は、日本経済に大きな影響を与えています。今後、アフターコロナ、ウィズコロナの時代を迎える上で、景気底割れを回避するためには、何が求められるのかを注目しなければなりません。新型コロナウイルス感染症による経済への影響は、業界によって大きく差があるのも特徴の一つであります。そこを踏まえたきめ細かな支援が必要ではないでしょうか。

7月14日、中央最低賃金審議会は、2021年度の最低賃金を全国平均で28円を目安に引上げ、過去最大の上げ幅となりました。本県においても、最短で10月6日発効の最低賃金が793円から、822円となります。最低賃金が上がると、企業が負担する人件費は増大します。特に当町に数多く存在する最低賃金ぎりぎりのラインで、非正規労働者を雇用している小規模企業者は、人件費が大きな負担となり、耐え切れなくなる可能性があります。

聞き取り調査などによれば、町内で新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているのは、飲食サービス関連業種と認識しております。売上前年比は20から90パーセントの減少と伺っております。前年度も新型コロナウイルスの影響で、前々年比の売上が落ち込んだ中、更なる売上減に苦しんでおります。

県では、7月26日から「青森県中小企業者等事業継続支援金」の給付受付を実施しております。これは、法人及び個人事業の中小企業者等に対し、前年比30パーセント以上の減収であれば、法人に60万円、個人事業主に30万円給付するものであります。当町においても、令和2年平内町飲食業者等臨時支援金に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている飲食サービス関連業種、具体的には飲食店、仕出し料理店、スナック、喫茶店、酒飯店、タクシー業、運転代行業などになるかと考えますが、県継続支援金と同じ対象規定として、法人に20万円、個人事業主に10万円を給付してはいかがでしょうか。

また、申請についても、申請書に県支援金の決定通知書の写しを添付することで、簡素化が図られ、

申請者にとっても、負担軽減が図られますので、申請方法についての考え方についても併せてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

それでは、田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「飲食店等への支援について」であります。新型コロナウイルスの感染拡大から1年以上も経過しましたが、未だに収束の兆しが見えず、変異株の出現により、青森県においても独自の緊急取組が9月1日から始まりました。このような状況の中で、町としては昨年度「平内町飲食業者等臨時支援金支給事業」として、飲食店をはじめとする66事業者への支援を実施してまいりましたが、今年に入っても飲食サービス関連業種を中心に売上げが大幅に減少しているということで、7月には、平内町商工会から引き続き小規模事業者等を支援してほしいとの要望を受け、今議会に感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を財源とする「平内町事業者等継続支援金」を計上したところであります。

今回は、事業者を特定せず、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している町内に事業所を有する中小企業をはじめとした法人及び事業主であって事業継続に取り組む方を対象に考えております。一方、青森県でも7月から「青森県中小企業者等事業継続支援金」という助成制度を、商工会を窓口を開始されましたので、事業目的も同じことから、当町における申請に係る手続も先に始まった県の制度の申請内容を利用し、簡便化を図ることを商工会と打合せしております。

但し、支援金額については、申請者を100人程度と見込み、平均10万円で計上しておりますが、詳細については、9月中の県への申請状況を見て、交付要綱を定め、10月上旬から受付できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、2番田中大君。

2番（田中 大君） 申請手続も簡便化を図るべく商工会と打合せをしていただいているとのことでございました。よろしくお願いいたします。

また、支援金額10万円で申請者を100人見込んでいるとのことでございました。もし、これを超えた場合、それらの事業所を救済すべく12月定例会補正で対応していただきますようお願いいたします。質問を終わります。

議長（船橋健人君） 2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、7番七尾 潔君の登壇を許します。（「はい、7番の声あり」）7番七尾 潔君。

7番（七尾 潔君） 皆さん、おはようございます。議長の許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

最初に「平内町の観光について」であります。

夏泊公園線茂浦、浦田間のトンネル開通が今年で9年目となり、地域住民の夏泊公園線、茂浦浦田間のトンネル開通が今年で9年目となり、地域住民の生活、観光、産業道路として定着してきており、経済効果が大きいと思います。我が町は、夏泊県立自然公園を抱え、夜越山森林公園があり、特別天然記念物ハクチョウの渡来地で知れている浅所海岸や、自生ツバキの北限地帯として国の天然記念物の指定を受けているヤブツバキの咲く椿山があります。

また、食に関しては、平内町はホタテの養殖としても全国的にも知られ、現在はほたて広場、ホタ

テ一番館があり、観光の目玉となっております。

また、観光宿泊施設に関しては宿泊施設はありますが、現状ではまだまだ足りない状況であり、町内では宿泊施設がなくなり、夜越山ケビンハウスだけとなり、連休、夏休み、お盆など、宿泊客が多く断るのに大変苦労しております。年間を捉えると、土日、祝日は宿泊客が入りますが、対費用効果を考えた場合、採算は厳しい状態であります。現在は、コロナ禍もあり、採算が取れない状況であります。これから浅虫温泉旅館、まかど温泉に宿泊する人が平内のほうが割安と思い、家族連れや一人旅行者が多少なりとも来てくれるのではないかと思います。帰りに平内町の観光地を見てもらい、平内町の観光につながれば大変よいことであります。

平内町は観光の町とよく言われますが、まだまだ環境と整備が整っていません。観光魅力アップ、観光客のニーズに応えるためにも、行政、観光協会、商工会、各種団体が今まで以上に頑張らなければいけないと思います。

今ホタテ一番館は、いろいろと料理の工夫をしており、地域おこし協力隊では、椿油の製造に工夫しており、商工会青年部はホタテの販売、女性部は「ホタテかりんとう、あどはだり、ホタテのともあえ、ホタテみそ」を販売しております。

このように新たな新商品を探りながら、各団体が名物料理にもつながります。観光平内町をもっともっと盛り上げてはどうかお伺いいたします。

1点目は、平内町は、今は旅行者も多く、夜越山ケビンハウス近くに多様な宿泊施設を造ることができないかお聞かせください。

2点目は、ハクチョウの渡来地である浅所海岸は、八戸工業大学と連携して、浅所海岸の土砂を撤去するという構想がありましたが、その構想が進めば、以前のようにアマモを植えつけ、ハクチョウも以前のように戻るのではないかと思います。この構想がどのように進んでいるのかお伺いいたします。

3番目は、北限地の椿油を平内町の特産品として販売してはどうか考えをお聞かせください。

4番目は、現在放映しているサボテンのコマーシャルの中に、夜越山一帯施設の夏泊半島など、少しでも宣伝に入れることができないかお聞かせください。

5番目は、以前にも一般質問しましたが、少しでも分かりやすい観光地の案内板を立ててもらいたい。

2点目は、「勤労青少年ホーム前の整備について」であります。

現在、勤労青少年ホームには、障害者の駐車スペース、向かい側には駐車場がありますが、不便を感じます。勤労青少年ホームでは、大きな検診車が来て、がん検診、特定健診、乳幼児健診などがあり、特に乳幼児健診については、子供を連れてくる人には乳幼児の使用するものを持って歩くのが大変であります。近くに駐車場があると、若い親の方には大変喜ばれると思います。

また、検診のほか、各イベントを見にくる人たちも車で来る人が多く、勤労青少年ホームは道路幅が少し広く、一方通行であるので、片側駐車ができ、車両が多く止められます。通る車両は危険を感じると言っております。勤労青少年ホームは、昭和57年に新築し、39年が経っています。当時は噴水が造られ、その場所は現在花壇となっております。当時と比べ、今は車社会にもなっており、勤労青少年ホームに来る人は、近くに止めたがるものです。

また、旧病院跡地は、役場職員の駐車地となっており、整備も進んでいないので、イベント等があったときに、駐車するのに躊躇することがあります。

また、子供の遊び場があり、高橋竹山先生の石碑などがありますが、歴史民俗資料館のほうに移動

するなどしてはどうか。そして、勤労青少年ホーム運営委員会と協議の上、花壇を撤去し、駐車場にしてはどうか、考えをお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、七尾 潔議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「平内町の観光地について」であります。初めに、平内町の観光エリアは大きく分けて夜越山エリアと夏泊半島エリアの二つとなっております。夜越山は、昭和38年の全国緑化大会を契機として、町有地100ヘクタールを活用した森林公園となっております。一方、県立自然公園である夏泊半島は、風光明媚な海岸線を有する陸奥湾に面し、天然記念物のヤブツバキや特別天然記念物のオオハクチョウが渡来する浅所海岸が見どころとなっております。

さて、一つ目のご質問「夜越山への宿泊施設の多様性について」であります。現在、平内町で宿泊できる場所は、大島地区の民宿が数軒と、夜越山のケビンハウスとなっております。泊まり客の多くは浅虫温泉など近隣の市町村の宿泊先を利用しております。

また、夜越山のケビンハウスは、家族連れには大変評判はいいものの、単身の旅行者には広過ぎて、有効に使われていない感がございます。一人、二人の少人数でも無駄なく宿泊できるような複数の小部屋と食堂を備えた大型の宿泊棟があれば、観光客のいろいろなニーズに応えられるのではないかと考えております。オートキャンプ場も含めた夜越山森林公園の宿泊エリアの整備については、観光客の需要を見極めながら、関係者とも相談して検討してまいります。

次に、二つ目に「浅所海岸の八戸工業大学の連携について」であります。平成30年2月に、町地域整備課が事務局となり海岸を含めた干潟全体のあるべき姿を検討し、周辺海域の環境保全に資する議論の場として、小湊浅所干潟ビジョン検討委員会を立ち上げ、令和元年10月に小湊浅所干潟ビジョンが検討委員会から町に提出されました。この検討委員会のオブザーバーとして、八戸工業大学の教授にご協力いただき、コアマモの分布調査やハクチョウの餌料調査を町の「白鳥を守る会」の協力の下実施しております。今後も「白鳥を守る会」などの地元団体が主となり八戸工業大学等と連携、協働することが提言され、現在も「白鳥を守る会」と連携しながら、コアマモの生育調査は行われております。

また、このビジョンで汐立川河口部は、河川上流部から流れ出た土砂が堆積し、水の流れについても本来の河口部東側ではなく、護岸沿いに急潮が発生しているため、干潟の保全及び急潮の緩和を目的とした対策も提案され、第一段として、今年5月に松島周辺の堆積した土砂を除去し、洗堀された護岸を多少埋め戻して、流れ着いた大きな石を撤去しており、この状態で数年状況を見ることとしております。

次に、三つ目「北限の椿油を平内町の特産品として販売してはどうか」についてでございます。議員ご質問の中にもございましたが、椿油に関しましては、地域おこし協力隊が企画した椿油搾りのワークショップにおいて、夜越山にある椿や町内の庭木にある椿の種から油を搾り、「パンにつけて食す」ほか、手作り石鹸やリップバームなどの試作を行い、椿油を活用した製品の可能性は見出すことができたと考えております。

しかしながら、搾れる油の量は種子量の2割程度でありますので、椿油そのものや、製品開発・製品の販売を考えた場合には、まず、もととなる椿自体の栽培から始めることが必要であり、ほかにも担い手の確保など、課題もございますので、早急に販売できるまでには至らないと思っております。北限のヤブツバキを活用した特産品の創出や体験プログラムの検討は今後も継続して取り組んでまい

りたいと考えているところでございます。

次に、四つ目「サボテン園のコマーシャルにほかの夜越山一帯、夏泊半島を入れて宣伝について」であります。サボテン園でのイベントは、3月の洋ランまつりをはじめとして、年数回実施しており、その規模と予算に応じていろいろな方法でPRをしております。

しかし、今年から夜越山エリアの複数の団体で連絡協議会を立ち上げ、それぞれの事業をタイアップしていくこととなりましたので、イベントに乗じたPRについても連携しながら進めていけると思っております。

また、夏泊半島については今年度中に大島地区のトイレも新しくなることから、お披露目も兼ねたイベントも開催し、宣伝に努めていきたいと考えております。

次に、五つ目「観光地の案内板について」であります。当町は施設の案内板が少ないと言われておりますが、観光の要所や交通の起点となる場所には観光向けの案内板を設置してきました。その中には老朽化したものや内容が古くなったものも見られるので、毎年、青森広域事務組合の補助を受けて更新しておりますが、今後も古いものは更新、また新たに必要と思われるところには新設していきたいと考えております。

次に、第2点目の「勤労青少年ホーム前の整備について」であります。議員ご指摘のとおり、青少年ホームの敷地内には身障者用の駐車スペースしか確保されておらず、利用者には近隣の駐車場を利用いただき、大変ご不便をおかけしております。

しかしながら、敷地は町に整備されている数少ない遊具のある小公園となっており、夕方になると子供たちが遊具や図書館を利用していることを考えると、駐車場と公園が同じ敷地にあるというのは、交通安全上大変危険であると考えております。

また、この敷地一帯は代官所跡となっていることから、町文化財審議委員より史跡の復元整備が提案されている場所でもございます。

今後は、町青少年ホーム運営委員や町文化財審議委員等の関係機関の意見を参考に検討してまいりたいと考えております。どうぞご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、7番七尾 潔君。

7 番（七尾 潔君） 最初にある観光地のほうはいいですが、大体分かりました。

勤労青少年ホームの場合、先ほども質問をしておりましたが、前回、山村開発センター前の花壇を撤去したとき、夏まつり通行に大変便利になりました。そのように青少年ホーム前の花壇を撤去して、皆さんが使いやすいようにしてはどうか、このことをお願いいたしまして、私の一般質問の再質問を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（船橋健人君） 7番七尾 潔君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） どうも皆さん、おはようございます。通告の順に従い、一般質問を行います。

第1点目は「協働のまちづくりの推進について」であります。

2020年令和2年度から2029年令和11年度までの10か年の平内町第六次長期振興計画で、協働のまちづくりの施策の方向性では、町政が広く理解され、町民とともに実現できるような機会を捉え、町民の参加を求め、町民との協働によるまちづくりを基本的なスタンスとし、効率的な行政を推進しますとあります。協働はなぜ必要なのでしょう。以前は、公共的サービスの多くを行政が担っていました。しかし、社会経済情勢が大きく変化する中、複雑、多様化した地域の課題や町民ニー

ズに対し、行政だけでは対応が困難になってきています。また、地方分権の進展により、地方が地域の特性を生かした自主的なまちづくりを進めることが求められております。これらを背景にして、全国の少なくない自治体では、協働のまちづくりの指針を策定しています。

このような流れの中、私はまちづくりの基盤組織である平内町連合町内会に結集する各町内会の動向に期待するものであります。町内会は、会員相互の親睦や地域内の美化、清掃などの環境整備、防犯活動のほか、高齢者や子供を見守る取組など、住みよいまちづくりを進める上で欠かすことのできない役割を果たしています。協働のまちづくりを進めていくには、町内会は地域コミュニティの最も基礎的組織であるとの認識の下、快適で、住みよくするためには地域に住む人たちが力を合わせて取り組む町内会活動が必要です。

行政に期待されるサービスの需要はますます増え、町の財政状況に加え、将来的な人口減少により、町民が安心して豊かに暮らせる町にするためには、地域におけるあらゆる特性を生かし、協力して、地域の課題解決に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、実情としては、人口減少や少子高齢化、核家族化の影響のほか、価値観の多様化による住民ニーズの変化などにより、コミュニティ意識の希薄化が進んでいます。その結果、町内会の未加入世帯の増加や、行事への参加者が減少しています。さらに、役員の高齢化や担い手不足、運営財源の問題などが生じるようになってきております。今後の町内会はどうあるべきか、イベントの多くが中止に追い込まれて、活動停止状態のコロナ禍の今こそ、コロナや大規模災害、共助の必要性を多くの住民が感じ、求めている今こそ、町内会の役割、運営や活動の在り方を見つめ直すときであると考えます。

そこで、次のことをお伺いいたします。

一つに、全国的に協働のまちづくりの指針を策定している自治体が増えてきていますが、当町は策定の考えがあるのか見解をお伺いいたします。

二つ目に、役員の高齢化や担い手不足、運営財源の問題などが生じ、各町内会の役員は職務に悩みがあると思われます。このことから、町内会の実態や課題を把握し、今後の連携や支援の在り方を検討するために、町内会長等を対象にしたアンケート調査並びに訪問調査を実施すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

2点目は「福祉除雪制度の創設について」であります。

平成24年の第1回定例会で、シルバー人材センターの創設で、自力で間口除雪ができない方への福祉除雪制度をと質問したのが、船橋町長へのこの件の最初の質問でありました。平成27年7月のシルバー人材センター創設後の12月第4回定例議会で、先進事例として、秋田県の由利本荘市や、羽後町を紹介しながら質問いたしました。1年後の平成28年12月の定例会では、創生総合戦略計画でのシルバー人材センターの会員登録者数の数値目標を5年間で10人から20人へと掲げたことから、冬期間の定期的な仕事確保のために前向きに捉えていただきたく、質問したのであります。

除雪車が玄関の間口に置いていった雪の塊を、年を召された独り暮らし、老夫婦、障害者で、自力で片づけられない方にとっては大変難儀であります。いかに冬期間を過ごすかであります。

福祉除雪制度は、登録することによって、シルバー人材センターの会員さんたちが定期的に登録者宅の玄関間口を除雪し、利用料は町で助成する制度であります。

創生総合戦略計画では、シルバー人材センターの意義を、超高齢化社会を迎える中、高齢者の就業規則をつくり、生きがいづくりや、高齢者の雇用を通じた地域社会の活性化を推進しますとうたっています。まさに自力での除雪困難者とシルバー人材センター会員の冬期間の仕事の確保にとって、一

石二鳥だと思うわけですが、見解を伺いたし、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「協働のまちづくりの推進について」であります。初めに、町内会においては、各種広報物の配布、回覧、防犯・防災・防火活動、環境美化活動など、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与するとともに、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割を果たしていただいております。しかしながら、近年、社会経済状況の変化による価値観の多様性や生活スタイルの変化、集落の人口減少、高齢化、核家族化によるコミュニティ意識の希薄化の進行や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域における自治活動や互助活動の低下につながっているものと考えております。

さて、一つ目のご質問、「町は協働のまちづくりの指針策定の考えはあるのか」についてでございますが、町民、町内会からの困り事などの相談には、所管する各課において、できるだけ速やかに対処し、対策を講じております。

また、町から町内会へ財政的支援や人的支援などの例としては、地域農産物を販売する直売所「ふんちゃ」の藤沢町内会集落支援活性化事業や、本年度は住民の防災対策を主とした山口町内会集落支援活動活性化事業など、町内会独自の施策を展開する一助として、町では活動助成金を予算化しております。町民、町内会とともに、協働のまちづくりを実践できているものと考えております。

以上を踏まえ、指針策定については、現状、あまり必要性を感じていないというところが実情でございます。

なお、今後とも町民、町内会、行政がお互いに足りない部分を補完しながら、対等な立場で共通の目的を持ち、それぞれの地域の実情に合った安心・安全で暮らしやすい地域社会、協働のまちづくりの実現を推進し、町内会活動には、積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、二つ目の「町内会長を対象にしたアンケート調査並びに訪問調査を実施すべき」についてあります。町では、要望に沿った行政の推進に役立てることを目的として、「町と行政連絡員の連絡会議」を毎年1月下旬頃に開催しております。この会議の開催に当たっては、事前に行政連絡員に各行政区・町内会において懸案となっている要望事項等の提出を依頼させていただいており、提出に当たっては各町内会役員会等で十分検討し、地域として緊急性、重要性の高いものを記載していただいているところでございます。

また、行政連絡員の資格を有する町内会長で組織されている平内町町内連合会にあっても、各行政連絡員の要望事項を集約しており、町内連合会から依頼があった場合は、町内連合会役員と町との意見交換の場を設け、課題解決に向けて協議を行っているところでございます。

以上のように、現状においても行政連絡員や町内会の意見・要望等を受ける機会を設けていることから、新たなアンケート調査や訪問調査の実施は考えておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

また、次に、第2点目の「福祉除雪制度創設を」についてでございますが、現在、自力で除排雪が困難で、一定の条件を満たす高齢者・障害者世帯への支援につきましては、町社会福祉協議会及び役場福祉介護課が窓口となり、除雪ボランティアを実施している状況でございます。

また、除雪ボランティアの対象外となった方については、シルバー人材センターを紹介して、対応を行うなど、関係機関とも連携して、除雪環境を整備しているところでございます。

議員ご提案のシルバー人材センターを活用した福祉除雪制度の創設についてであります。平成27年7月より活動をスタートした平内町シルバー人材センターは、仕事を通じた生きがいづくりや社会参加を目的とし、設立当初10名だった会員も現在は19名まで増え、技術や経験を生かしながら活躍されております。作業内容については、夏場は草刈りや庭木の伐採、冬期間は除雪作業が多数を占めておりますが、会員も高齢であり、冬場は別の仕事に従事される方もいるため、除雪作業に対応できる会員は、昨年度であれば4名程度であったとのことでございます。そのため、今年1月中旬からの大雪で、多くの除雪の依頼がございましたが、その作業実施までに、かなりの待機日数が発生したということがありました。

このように、その年の雪の降り方にもよりますが、冬期間の除雪につきましても、除雪の作業依頼にも対応が難しくなることがあるため、シルバー人材センターによる定期的な間口除雪の実施は、現在の状況では困難であると考えております。

町としては、引き続きシルバー人材センターの活動の充実や会員の増を図り、町内会やボランティアの協力を得ながら、高齢者世帯等の除雪対策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） それでは、協働のまちづくりとしての1番目であります。

これまでの活動の中で、協働のまちづくりということについては、十分行っているから、指針は策定しなくてもよろしいという答弁でありました。私はですね、確かにそういう状況であると思っておりますが、長期計画の、第六次長期計画の中で町民が積極的に参画する協働のまちづくりを目指しますというふうにならうたっているわけです。しかしながらこれ、指針というのは、協働の定義をしっかりと作り、そしてそれに向けて具体的な行動を出している指針であります。

例えばですね、この定義として、協働が求める背景、理由とか、期待される効果、協働の役割、協働の領域、協働の形、協働事業の流れ、その町での取組んでいるというふうな、具体的にこの指針という中に項目を設けて、そういう位置づけしておるわけです。私は、こういう指針によって、今もそうですけれども、今後のまちづくりということに対してはしっかりとこの意識づくり、そういうのが必要だと思うわけです。確かに町長が先ほど述べられたように、きちんとやっているよというふうにおっしゃいましたが、私はやっぱり項目ごとにきちんと位置づけて指針というのを策定していくべきだというふうに強く思うわけなんです。再度そういう考え方をお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 今、協働のまちづくりの指針ということでお話ございました。確かにそういうものをつくれればいいということは分かりますが、今、我が町では、非常に少子高齢化が進展しています。そういうものをつくってもですね、果たしてどれほどの効果があるかということが私は非常に心配しております。それを担う人材がおりません。今実際にボランティア募集しても数が集まりません。もう既に、私が就任した10年前と状況が変わっています。10年前は、お祭りとか、そういうものにいっぱい参加していただきました。でも最近はですね、コロナ禍もございまして、いろいろな行事が中止とかされておりますが、それはそれとして、そういうふうにいわれる担う方々がない、そして高齢化が進み、少子化が進み、お話は十分わかります。そういう人材がおれば幾らでもやりたいと思っております。しかし、我々町内会等と一緒にいろいろな面で努力をしております。それでもう手いっぱいかなということ考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）この件は、この地方分権ということから発しているわけでありまして、これによって全国の各自治体が取り組んでいます。平内町の先ほども申しました長期振興計画では、協働のまちづくりを目指す、ところがこの指針というのは、取り組まなくてはならないと、また協働の力で成し遂げていく必要があるというふうに、具体的に前向きな姿勢となっているわけです。前にも町長はその取り組み方について、前と変わらないというよりもなかなか難しいようだという事は述べられておりましたけれども、しかし、全国の自治体では、そういう中でどういうふうにして一緒にやっていくかということを試行錯誤しながら進んでいっているわけです。

ただ、この指針の策定というのは、これだけにとどまらずに、その活動をしていく中で、見直していくんだということもきちんと、ほかの自治体ではその指針の中にきちんとうたわれておるわけです。そういう前向きな姿勢、自治体のトップとして前向きなこの姿勢、構え、そういうふうに持っていただきたいと思います。

次に、町内会のことですが、確かに要望事項というか、そういうのは毎年ね、行っておりますし、大変よいことだと思っております。平内町の各町内会の運営の中心的に担っている行政連絡員さんが59人いるわけです。ちょっと事務的な質問になりますので、行政連絡員は59人いますけども、町内会としての団体数というのはどのくらいあるのか、ちょっと総務課長。

議長（船橋健人君）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいま資料がありませんので、後でお答えいたします。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘。

10番（田中光弘君）59名の行政連絡員、今年の1月1日現在の名簿を頂きまして、そして今日現在の年齢をちょっと調べてみました。そうしましたら、80歳以上の方が4人、75歳から79歳の方が12人、70歳から74歳が25人、60歳代が18人という構成の割合と構成になっております。私は、年はいってもそういう熱意があれば年は関係ないというふうに思っている1人なんですけども、しかしながら、こういうふうに周り見てみますと、確かに活発な活動をしている町内会というのはやっぱりあります。数えることあります。しかしながらほとんどは、その役割を果たしている人というのはこう言っちゃあおがしいんですけども、押しつけられて、仕方なくやっているという方もいます。

町内会でそういう行政連絡員はもちろんですけども、役員体制がしっかりとしているのかと、体制が整っているのか、また、そういう要求、年1回の要望事項の中ではそういうふうな一定の成果があると思うんですが、しかしながら、その人たちの気持ちとしてはどうなのかと、どういう気持ちを持っているのかということもしっかり捉えていく必要があると思うんですが、今後のためにも、また、担い手、今後の新しく行政連絡員とか、その町内会の役員になる人のためにも、その団体がどのような今悩みを抱えているかということもきちんと捉えていく必要があると思うんですが、その点についてはひとつ。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）各町内会に於いて、町内会長さんとか、いろいろな役割を担っている方がおられます。これらの方々については、好きでなったというわけではないんだろうと思うわけです。皆さんに押しつけられてとか、こういう状況だと思っております。その中で、確かに田中議員がおっしゃ

るその役員などをやっている方々の気持ち、メンタルな面でどういう気持ちなのかということをやはり行政の側としてもきちんと把握しておく必要があると思っておりますので、これについては、調査をしてみたいと思います。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 担当課にお伺いしますが、総務省自治行政局市町村課で、自治会等に、自治会等というのは町内会も含まれますけれども、に関する市町村の取組についてのアンケートということで、令和3年7月中旬から8月中旬まで、対象団体が1,741市区町村というふうになっておるわけですが、この件について、来ております、アンケートについては。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 田中議員の質問にお答えいたします。

国からの通知の文書は把握しておりません。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） さっきの町長の最後のちょっと答弁の聞き漏れがありますけれども、このアンケートを行っている自治体というのは非常に今、多いわけですよ。なぜならば、この自治体活動の停滞、ほとんど自治会というんですけれどもね、これは町内会も同じ、自治会活動停滞が顕著になっていると、ここの自治体ではですね、今回の調査は自治会運営や課題等を把握することにより、今後の自治会活動の参考とし、自治会の活性化に役立てていくことを目的にアンケート調査を行うと、こういうふうなこのアンケート調査に対する目的というのがいろいろ調べた結果、結構の自治体が行っているわけです。やっぱり、そこの各町内会での役員というか、町内会もそうですが、やっぱりこの言えないようなものを持っているわけですよ、役場に対して物が言えないような状況が、この気持ちの中にはあります。

ですから、そういうのを吸い上げていくために、是非ともアンケートの調査を行っていただきたいと思っています。

先ほどちょっと町長の答弁を聞き漏れしたので。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） 今、田中議員のお話しされたようにですね、そういう町内会、あるいは自治会の役員等の方々については、そのメンタル等も含めて、調査をしていきたいと、こう思っております。

（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 次に、「福祉除雪制度」であります。

4年前と状況が変わりまして、4年前のときの答弁では、前の年の私の質問に対して、協議をしていきたいと、そして、4年前の平成28年の12月議会では、協議を続けたい、続けていくと、そのためにはアンケートでもよいのではというふうな町長の答弁でありましたが、実際、福祉協議会との話合いの中では、ちょっと難しいだろうということと、人員の面もありますでしょう、私はですね、確かに冬期間の除雪というのは、そう要望者が頼まれて、要望されて、シルバー人材センターの皆さんが除雪をします。それはそれとして、私の言っているのは、登録してもらって、定期的にその登録しているところに除雪をします、それは玄関から道路までの間口の間の通路の間です。

なぜかと申しますと、これ毎年冬になれば言われることは、固い雪が大変だと、除雪車が置いていた雪を片づけるのが大変だと。中には、独り暮らしの方で、これだったら息子夫婦、雪の少ないところにいる方ですが、息子夫婦のところにもう行きたいと、現にその人はもうその息子夫婦のところ

へ転出したわけなんです、どうしてもですね、健常者であればどうってということもないんですが、やっぱり年いって、独り暮らし、また老夫婦でも障害者でも、自分で雪片づけできない人にとってみれば、大変僅かな量と言えども大変なわけです。ですから、65歳以上75歳以上って、独り暮らしとは言いますけれども、全員ということじゃなくて、どうしても一人では除雪できないという方は、そう極端な3桁にもよるような数ではないと思うんです。中には隣の方がこう雪を片づけてくれるという方もおります。しかしながら、それさえもない独り暮らし、自力でできない人を対象としての間口除雪の制度ということでありまして、そういうのを欲する人がどのくらいいるのかということもやっぱりこれ調べてみる必要があると思うんです。それからのそういう福祉除雪制度というふうにされるとは思いますけれども、やっぱりいの一歩にどうしても自分ではできないと、除雪できないということ平内町でどのくらいの方が欲しているのかという、そういう状況をこう掴むことが必要ではないでしょうか、これについてはいかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 平内町で独り暮らしとか、ご夫婦で暮らしされておっても、冬場の雪片づけについては、なかなか大変だという方もおられると思います。それが数としてどのくらいになるのか、これは実際調べたことはございませんけれども、これについてもこれからそういう雪の片づけの問題がまたいろいろ出てきます。田中議員のお話では、そういうことであれば、子供さんのところへ行くという方もおられるということでございますので、いずれにいたしましても、私どもとしては、その実態をきちんと把握していきたいと、こう思っております。以上です。（「終わります。」の声あり）

議長（船橋健人君） 10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、5分間休憩したいと思います。

会議の再開は11時5分としたいと思います。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

10番田中光弘君の質問に対し、総務課長のほうから後ほど答弁ということがありましたので、ここで答弁を許します。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 先ほどの田中議員の質問にお答えいたします。

町内会の数はですね、総務課としては確認はしておりません。

以上です。

議長（船橋健人君） 以上で田中光弘君の一般質問の関係について打ち切ります。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）6番太田満則君。

6番（太田満則君） はい、6番太田満則でございます。通告に基づき、質問いたします。

その前に、近年は異常気象が続き、今年も九州地方、四国地方や、広島県など、西日本地方に発達した積乱雲が次々に発生し、ほぼ同じ場所を通過、停滞する自然現象「線状降水帯」が発生。大規模な土砂災害が発生し、道路、家屋の損壊や、多くの死傷者、行方不明者が発生いたしました。お見舞いとお冥福をお祈りいたします。

県内でもむつ市大畑地区で大規模な水害により、橋の損壊が発生、交通遮断、飲料水の確保に時間を要したところでございます。同じ時期に、大和山地域の降水量が報じられました。県外の友人からも安否の電話がありました。幸い水は出ていたものの大きな被害はなかったようで、安堵しているところでございます。

コロナ禍の中、オリンピック、パラリンピックが開催されました。懸念された感染爆発が発生されることなく終えることができたと思います。

それにしても驚いたのが菅総理大臣の突然の自民党総裁選挙不出馬であります。多くの人が私と同じ感じがしたと思います。

現在、デルタ株が主流の第5波コロナウイルス感染症患者数が毎日のニュースのトップであります。9月30日までの緊急事態宣言発令が首都圏の東京都、埼玉、神奈川など19都道府県、まん延防止等重点措置が福島、鹿児島など8県、合わせて27の地域に発令されております。この後、国は、医療負担を重視する新基準に段階的に切替え、制限を緩和する方向のようでございます。切り札とされるワクチン接種が全国で進んでおります。接種は春先から医療従事者、65歳以上の高齢者、そしてそれ以外の者の順にでございます。携わった医師、看護師、担当者には労いの言葉をかけたいと思います。本当にお疲れさま、そしてご苦労さまでございました。

この間「抜け駆け接種」、「ズル接種」の報道もありました。青森県でも感染者の高止まりが続き、飲酒を伴う飲食店での短時間営業が要請されている地域もあります。一部からワクチン接種の効果が薄れる時期に合わせ、3回目の接種、いわゆるブースター接種の言葉が聞かれるようになりました。報道によれば、町長は県の町村会長に選任されたとのこと。また、全国町村会の副会長にもなったとのこと、誠におめでとうございます。新型コロナウイルス感染者が多く、経済活動が難しい中、県町村会及び全国町村会の課題も多く、舵取りは難しいと思いますが、皆さんの期待に是非応えていただきたい、このように思います。

それでは、1点目の「予算執行について」伺います。

その中の1番目、議決を経た工事費が年度末までに完成しない事案が余りにも多い、この理由を知らせていただきたいということでございます。

議決を経た工事費等が当該年度末までに完成せず、繰越明許費、こういう事案があまりにも多く目につきます。その年度ごとの予算について、何らかの事由で支出を終了することができない、そういう経費については、特別に翌年度に繰越して使用することができるとされ、手続が執られております。翌年度に予算を繰越する場合「継続費、通次繰越」、「事故繰越」、そして「繰越明許費」、こういう議決を経なければなりません。

例えば通次繰越は、その事業の実施期間内であれば、最終年度まで何年でも繰り越すことができるこのように聞いております。これまでの記憶にある複数年にわたる事業は、学校や附属する体育館等の建物を建設させる、そういう事業、直近で言えば平内消防庁舎がありました。当初からその予定で議決を得たものなら問題はありません。入札を執行するには「工事名」、「期間」、「場所」を提示、そして金額を伏せ、「入札会」を執行して最低入札者を決めると思うが、当然入札参加者は、それらをクリアするつつのが前提で参加したはずであります。

私ら個人、大きな買い物、例えば家を建てる際にも同じように「仕様」、「金額」、「期間」が重要視されます。当然に期間は冬、雪がある我が地域では重要だと思えます。それが毎年何件も繰越明許費、これが計上されております。

この後に審議される令和2年度一般会計歳入歳出決算書でも、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、諸支出金の合わせて8億1,305万円が計上されております。その中の一つが「茂浦地区漁村再生交付金事業」であります。この工事に係る「建設工事請負仮契約書」、これは令和2年6月15日招集の第2回平内町議会定例会提出議案書、これで提出されております。工事番号、工事名、工事場所、工期、入札に参加した者の金額、入札参加者一覧の写しであります。この工

期については、発注者が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から、令和2年12月10日、昨年12月10日と記載されております。この議案は採決されました。私は、3年2月に建設予定場所を確認しました。工事のあと形もなく、地域の人に確認したところ、「春、4月以降になるとこのように聞いている」と、私はこの件について今年の3月開催の第1回開会時に、工期が遅れているのであれば、繰越明許費の手続が必要ではないかと確認したところでありました。3年6月7日開会の第2回定例会提出議案の町長説明要旨で、この茂浦に建設予定のホタテ残渣一時仮置き施設は、「支障となる石材の処理に不測の日数を要した」その上で繰越明許費の手続が必要となったと、このように述べております。これについて説明を求めます。

次に、2番目の「交際費の支出先を分かるように公開すべき」についてであります。

私は、この場で何回も交際費の公開をと質問してきました。その甲斐あって現在、支出先を「町のホームページ」で誰でもが見られるようになりました。が、しかし、その公開している支出先の件名が「町民逝去」、「職員ご尊父様香典・盛花」、「町褒賞受章者逝去」などと、あまりにも漠然とし過ぎております。誰が見ても、皆が見て分かるような支出先、それを明示すべきだと、このように思います。説明を求めます。

次に、今年町の幹部職員、議員が相次いで亡くなりました。ご冥福をお祈りいたします。その際、町との合同葬の取扱い、こういう扱いとなり、葬儀に要した費用と思われる経費が町長交際費、議長交際費から支出されました。いずれも100万円を超える大きな金額であります。何を根拠に支出したのか、その上で支出の内訳を明示してください。

2点目は、6月議会後に懇親会、亡くなった議員を偲ぶ会が行われたとマスコミに報じられた件についてであります。

これについては、本定例会開会の冒頭、議長より「迷惑をかけた」との言葉がありました。コロナウイルス感染防止のため、密になる会食を控えるよう国及び県からの通知が出ている最中、飲食を伴う懇親会が行われたと、マスコミにも大きく報じられました。私自身、テレビを観て、翌日の新聞に載って、初めて知りました。その経緯を知らせてほしいと、このように思います。

前回の議会でも言ったことですが、コロナ禍の基本は、三密を避ける、いわゆる密閉・密接・密集を避け、マスクをしましょうと、そして会食をするのであれば「いつも顔を合わせる人との短時間で、黙食で、口に運んだらマスクを基本とするよう」と国、県も呼びかけておりました。そんな中、町長、議長を合わせ9人、そして、コンパニオンを伴い二次会も設定したと聞きました。議長からの呼びかけがあったとしても、町民、皆が我慢、自粛をしている最中、町のリーダーとして今一度立ち止まる必要があったのではないかと、このように思います。お知らせください。

そして、3点目は、中国が発生源とされる新型コロナウイルス感染症が報じられてから間もなく2年が来ようとしております。当初はインフルエンザと同じで寒い季節に感染者が多い、暖かくなれば減る、そう思っていた人が多かったと思います。ただ「漫然とマスクをかけましょう」、「三密を避けましょう」の呼びかけだけでなく、町民の意識づけのための青森保健所、あるいは東地方保健所等、保健所ごとの公表だけでなく「市町村ごとの数」これも公表すべき、このように考えるがどうかということでもあります。これは、各自治体からの要望もあり、7月分からは市町村ごとの感染者の有無が地元紙及び県のホームページでも大雑把ですが発表されました。

ちなみに7月分、8月分、平内町は1人から10人の表記でございました。感染防止のためと町民、県民意識づけのための踏み込んだ方策が必要だと考えます。その一つが今回提案した「町内で感染者が確認された」、この言葉はとてもインパクトがあるものだと、このように思います。昨年、第4回議

会でも同様のことを提言しました。その際、町長は町内での発生については「分からない、東地方保健所管内で感染者が発生した」そして「恐らく、私は多分町のことを言っているんだと思うんですけども、発生しないと思っています」このように会議録に記されております。この場で発言したことであります。その後、町内の店舗のシャッターに「しばらく休業します」と貼り紙を掲げていた店の人から「この度は大変ご迷惑をおかけしました」と声をかけられましたし、別の人からも同じような声がけをされました。

前には「誹謗・中傷」があるからと、そういうことでございましたが、今は状況が変わったと思います。町民は「役場の人」、あるいは「町長や町の幹部」は感染状況を早くに得て、「自分は・家族はいち早く逃げられる対策を取れるから」とこのように言ってございます。これまでのいろんな言動、行動がこのような不信を招いているのだと思います。先ほど話をしたように、町長は県町村会長になりました。他県では、市町村ごとに発表しているところも数多くあります。知事とこの辺について話をすべきと、このように思います。是非検討してほしいと、このように思います。

これで壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 太田議員のご質問にお答えをいたします。

その前に、まず、質問の中身が大分変わっているようでございますので、答弁と質問のずれていることをお許しいただきたいと思っております。

まず、第1点目の「予算執行について」の一つ目「繰越明許費の計上の事案の理由」についてでございますが、自治体の運営ルールを規定しております「地方自治法第213条」において、繰越明許費について定められております。その内容は、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越しして使用することができるとされております。工事に限らず様々な事業において、年度内の完成を基本としておりますが、特に工事につきましては、施工中に不測の事態が生じた際、その対応、対策に不測の日数を要し、また、台風や豪雪などの気象条件により、工事の中断を余儀なくされるなど、工期内の完成が難しい場合などには、工期の延長等を行い対応しておりますが、大規模な工事になるほど施工の日数を要することから、年度内の完成が明らかに無理な場合については、翌年度へ事業の繰越しを行い、対応しているところでございます。

次に、二つ目「交際費の支出を明記するべき」についてでございますが、現在、交際費支出基準の要綱を制定する際、先進地の市町村を参考にいたしました。要綱制定から一定の期間も経過していることから、今後、他市町村の交際費支出基準を取り寄せ、見直しが必要かどうか検討し、見直しが必要な場合には、速やかに要綱の改正を行ってまいりたいと考えております。

次に、三つ目の「町との合同葬の費用」についてでございますが、町との合同葬を行いました相坂家、田中家に関わることでありますので、合同葬に支出しました経費の内訳につきましては、公表を控えさせていただきます。

なお、前教育長の故相坂一則氏の相坂家との合同葬儀で支出した町の総額は123万8,285円、また、町議会議員の故田中聡氏の田中家との合同葬儀で支出した町の総額は130万2,700円となっております。

次に、第2点目の「6月議会後の懇親会の経緯」についてでございますが、5月に急逝いたしました町議会議員の故田中聡氏につきまして、町議会議長より、町三役、それぞれ個別に生前の議員の議員活動、功績に敬意を表し、6月議会終了後に「偲ぶ会」を開催するので出席していただきたいとの

ご案内があり、町三役、個人それぞれがその趣旨に深く賛同し、「故田中聡議員を偲ぶ会」に参加したものであります。

次に、第3点目の「コロナウイルス感染症防止のためと、町民の意識づけのための方策」のご質問で、保健所ごとの公表だけではなく、「市町村名、数」を公表すべきとのことですが、まず、現在の形で公表するに至る経緯についてご説明いたします。

現在の公表方法については、県において令和2年9月に策定された「新型コロナウイルス感染症患者に関する情報の公表基準」に基づき、保健所管轄区域を単位として公表してきたところでございます。その間、新規感染症患者の増加等があり、一部の市町村から市町村単位の公表を求める声があったことから、本年6月に県において、改めて感染症患者の居住地に関する公表方法について検討することとし、全市町村に情報の公表方法についての照会が行われました。

当町では、町民の感染対策に対する注意喚起が図られることなどから、「市町村単位で公表する」ことで回答いたしました。県が集計した結果、現状どおり保健所単位での公表を希望する市町村が多かったことから、従前どおりの取扱いとなった経緯がございます。

町といたしましても、今後も県の公表基準の下対応してまいりたいと思っています。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） 6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今、町長のほうから話がありました。私は、この繰越明許費、先ほど壇上でも言った工事についてちょっと話をしたいなこう思います。

担当者では、当然建設現場を確認の上、どのくらいのお金がかかるかという予算計上をしたと思います。もちろん、入札に参加した者に対しては、同じように現場を確認させたと、そのように思います。先ほど話したみたいに、仮契約書、ここの場で見せた仮契約書によれば、請負代金は9,163万円と、そして今回、配布になった諸報告綴りの中に、「専決第6号」で「工事の請負金額の契約の一部変更について」250万8,000円を専決処分した旨の報告がなされております。これで間違いないでしょうか。いいですか。

とすればですよ、とすれば、私先ほど話したみたいに、半年も工事が遅れる、250万円から何ぼぐらいの感じで半年も工事が遅れる。普通は考えられないと、このように思います。工事を進めていく上で、そういうどうしても支障があるというのであれば、それはそれなりに話も分かる話ですが、先ほど話したみたいに、もうできたと思って、現場に行ったら、杭の跡はあるけれども、手をつけたような様子は何も見られませんでした。同じようなことがこの前の6月の7日、第2回の定例会の際にも町長の説明要旨の中でも言っているんです。小湊漁港海岸維持工事でハクチョウの渡来時期を避けて施工する必要があったと、私、壇上でも言ったみたいに、ここの地域は、当然冬工事をする際とつうことを一番先に工事期間として考えると思いますし、浅所の場所は、全国でただ1か所「ハクチョウの渡来地」ということで、特別天然記念物に指定されている場所です。当然、そこを工事する際に、そういうハクチョウの飛来時期、そういうものを考えなかったんでしょうかと。私は一番先にそういうのを考えねば駄目なんでないかと、担当課で考えるのか、あるいは町全体で考えるのか、別として、そういうことが必要だったんでないかなと、こう思います。先ほど話したみたいに、250万円云々の今の専決の報告、その程度の額だんであれば、工事そのものは進めで差し支えなかったんではないかなと、このように思います。どうでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 太田議員の質問にお答えいたします。

まず、茂浦漁港で行われておりましたホタテの残渣集積施設でありますけれども、議員おっしゃったとおり、令和2年の6月議会において議会の議決を得ております。当初、工期は同年12月10日までとしておりましたが、太田議員もおっしゃったとおり、基礎工を施工する際に、支障となる転石が見つかったことから、その対策、対応に二、三か月ほど時間を要しました。というのも、新たな代替工法を委託しております設計施工業者、コンサル業者及び施工をいたします建築業者のほうと協議を進めてまいりましたが、コンサル業者のほうから出された代替案の工費がかなり高く、それでは無理であるということで、地域整備課内で再度協議した結果、金額を大幅に抑えられる別の工法に私の責任において実施、対応いたしました。この対策に相当な時間を要したことから、当初の12月10日での完成が難しくなり、年度内完成を目指して、3月末までの工期の延長も検討いたしましたが、当建設場所は、冬期間の西風が強く、また、雪や越波による塩害の影響を受けることが予想されたことから、冬期間の施工を中断し、3月末からの工事の再開としたことから、繰越明許費を設定し、本年7月末までの工期としております。

また、工期が延びたことにつきましては、運営を行います漁協、本所及び茂浦支所など、関係機関へも説明を行い、了解をいただいております。

また、工期の変更につきましては、議会の議決事項ではありませんが、この件の経緯につきましては、令和2年12月議会の経済文教常任委員会の中において、委員の皆様には簡単にはありませんが、ご説明を行っており、理解を得られたものと思っております。

また、繰越事業が多いということですが、近年、国のほうの補正予算の編成が年末から年度末になることが多く、当課といたしましても、必要事業につきましては、補正予算を活用する際は、繰越明許費の設定を行っております。

また、国のほうでも年度末の補正予算については、繰越しを前提とした補正予算の編成になっていることから、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

また、すいません。また、浅所海岸の工事につきましては、当初秋までの工期で完了させる予定でありました。ただし、ご存じのとおり、県との協議が必要でありましたので、前年度から協議を進めておりました。当初は県との協議でいいという話でありましたので、その計画に則って進めておりましたが、直近になって、国の文化庁の許可が必要になるということで、その許可に一定数の時間を要したことから、ハクチョウの飛来の時期と重なるということになりましたので、翌年度に繰越し、白鳥が戻った後の工事としたことにより、工期を延ばしたということになっております。以上です。

議 長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君）今、話したみたいに、担当課では関係機関と話をしたと、けども、先ほど話したみたいに、本来であれば3月議会でその時点、3月の議会やった時点で、もうみんな分かっていたわけですね、ですので、その時点で繰越明許の話をするべきだったんでないかと、私はこういうことを言ってます。担当者、関係者に話をしたから了解を得たから、それは関係者に了解を得たんでしょう、がしかし、手続っていうのはちゃんとやっぱり手続として踏んで、皆さんに教えなければ、文教経済委員会のほうで話をしたから、それはそれでと、だけれども委員会に行っている人は議員のうちの半分なわけですよ。残りの半分は知らないわけですね。ですので、やはりそういうことはあっては駄目だと、これから後、そういうことがあったら、やっぱりこの場で皆さんに分かるように説明する。やっぱりこういうことが必要だと思います。どうでしょうか。

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）太田議員の質問にお答えいたします。

太田議員もご存じのこととは思いますが、国の補助金が入っている繰越事業につきましては、財務局の承認が必要となっております。この承認の受付が1月中旬頃から始まりますが、その後、財務局の審査を経て繰越手続の承認が出ることになります。ただし、この承認が出るのが3月末頃ということで、3月の定例会には間に合わないことから、この繰越事業につきましては、毎年、年度末の専決処分により対応しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、決められたルールに則って行っているものと考えており、手続等については問題がないものと考えております。以上です。

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今、話をしたみたいに、手続に問題がないと、確かに事業には負担金事業、補助金事業、あるいは違う事業等がありますけども、ただ、何の事業をやるにしても、手続つつうのは私は必要だと、その意味で、国からの報告が遅くなったとつつうんなら遅くなったなりの報告の仕方が、処分の仕方があると思っております。

ですので、今回、これに関して言えば、先ほど話したみたいに、もう2月つつんだが、その前に工期が終わるその前に、もうこの期間では終わらないということが今の工事はたしか交付金事業ですよ、ね、茂浦の件はね。ですので、その分の額が来るということでの工事だったと私は思いますし、やっぱり一部の人覚えていてだけでなく、やっぱりちゃんと話をしておくべきだと、このように話をします。

次でございます。先ほど葬祭費、葬祭費の話をしました。どういう理由で出したのかということをお私壇上で話をしたと思うんです。確かに出した額は分かりました。だけれども、例えば私が思うには、これまでも町長経験者、あるいは議長経験者、議員経験者、教育長、あるいはそういう方々が私らの先輩の方々亡くなった方が何人もおります。その方々が今回みたいに町からのお金を出したのかつうと、私はちょっと記憶にないんですよ。そういう意味で、どういう理由でこの100万円を超える額を葬祭した人たちに出したのかということを知りたい、こう思います。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） まず、相坂前教育長につきましては、8年間という長きにわたりまして、教育長に在職いたしました。そういう意味でも相坂前教育長に対して、敬意を表してその彼のこれまでの業績に対して感謝を込めてやるということでやりました。

また、田中町会議員については、1期の途中ではございましたが、とにかく一生懸命やられて、私も毎日見ておりましたが、朝早くから夜遅くまで、しょっちゅう立ち動いておりました。なかなか人間としての人格も立派な方でもございました。それで、子供さん方のことにいっぱい関心を持っておられました。この子供さんたちを心から指導していたという、そういうことを鑑みれば、十分田中議員に対しても敬意を表して、合同葬にするということはお的を射たことかなと、こう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 町長は的を射た支出であったと、このように言ってございます。けれども、それで納得する人は何人いるのでしょうか。私は納得しません。

例えば、先日も新聞広告に、県会議長をやった人が亡くなりましたという具合に死亡広告が載ってございました。南部の方です。その後ろのほうには、家族でやりますのでと、多分、多分ですよ、地域のその出身母体の町村では名士だったのではないかと。その人がいっぱいいろいろなことをやってくれたんじゃないかと、私はそう思います。そういう人でさえも、今話したみたいに、家族

でやりますと、それはその人その人、個人の考え方、遺族の考え方ですので、何も言いません。ですので、今回はもしかすれば、教育長も、議員も家族葬つつうごとでなくして合同葬という言葉をかけてそれに乗ったんでないかなと、私も思います。

が、例えば、公のお金を使うつつうんであれば、国で言えば国葬ですよ。国葬って喋れば、天皇陛下が亡くなったとか、天皇陛下のめでたいことがあるとか、そういう場合には多分、国のお金をいっぱい使っているんでしょう。ただ、総理大臣が亡くなったと喋っても、そういう話は聞きません。多分所属している党なんかを取り仕切って、そしてそういう葬祭やってると思うんですよ、そういう意味で、本当に町でお金を出すのが適当だったのかなと、いま一度考えてみる必要があると思います。町長は必要で出したと、こういう話ですけども、これから後のこともあります。ですので、やはりそこら辺は皆さんが納得するような方法で周知すべきだと、このように思います。どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 太田議員が、私が今話をした内容に納得するか、しないかはまた別として、私としてはそういう形で故人を十分尊重してやっただと。それから大変古い話でございますが、私の父が平成元年に亡くなりました。そのときも辞めて結構期間がございましたけれども、ありがたいことに、平内町では町と合同葬でやるということでお話をいただきました。大変ありがたく、それに我々も乗って、大変いいお葬式、通夜をさせていただいたと今逆に思い出しております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 6番太田満則君。

6番（太田満則君） はい、今、町長がお話をしました。前にもそういう経緯があったと、けども、今、話をしたみたいに、例えば交際費の支出云々つつうのを当時は確かなかったかと思えます。そういう時点での支出だったと私も思います。ですので、今回、交際費の支出そのものについても決められたことがあります。やはりその中に、もし必要だんであれば、ちゃんとその都度その都度考えるのでなくて、決めておく、やはりこういうのが大事なんでないかなと、こう思いますので、いま一度考えていただきたい、このように思います。

そして、次です。先ほど話したみたいに、壇上でも議会が終わった後「懇親会があったと」、町長がテレビにも映ったし、新聞でも話をしていたみたいです。それについても、納得する人が多いのか、少ないのかはわかりません。ただ、いろんなことを皆さんが言っています。先ほど喋ったみたいに「皆さんが我慢しているときに」って、こういう声が多かったと、これについてはやっぱり町長は真摯に反省しなければならないんじゃないかと。

それから、当然、何人も行った、町三役も行った、議員も行った、もしかすれば、町の職員も議会の事務局の職員も行ったんでないかなと、こう思います。もし行ったんであればですよ、町長は、自分はワクチンを打っているかも分からない。副町長は打っているかも分からない、ただ、あの時点では、まだ皆さんがワクチンを接種できているという状態ではなかったはずですよ。町長、副町長以外に何人の方がそのワクチンを打っていたと認識していましたでしょうか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） そのワクチンをどれだけの人が接種していたかということで、私の場合は、いわゆる救急救命員、それからそういう方々と一緒に受けたということでございます。一般の職員は受けていない。それからいろんなお話をされていますけれども、我々が飲食をしたと、それは6月11日ということでございます。東奥日報に出たのは、6月13日。ですから、東奥日報の記者が次の日

に私のところに来て、午前10時頃に来て「夕べ何か町のほうで飲んだということで、話を聞きました」と、「あんたは誰から聞いたんだと」、「本社のほうから入った情報だ」ということで「何で本社のほうに、誰だ」と、そうしたら「それは言えません」と、それについては我々もいろいろ聞きましたけれども、誰も分かりません。ただ、いろいろ噂があって、私から言わせれば、チクられたという感じがありました。ただ、私その後、議長と副町長、教育長、4人で記者会見を開いて、町民の皆様に謝罪をしたということでございます。ですから、その段階で謝罪を町民の皆さんに対して済んでいるということ。

それから、後でいろいろ話を聞きましたけども、個々の議員に対してまだ謝っていないから、謝れというような要望も聞きました。ということは、私と議長、それから副町長、教育長が、記者会見を開いてまで謝罪をしたということが非常になんというか、コケにされている。そういう思いです。ですから、私たちのことをまだ許していないという町民がどれくらいあるのか、それはおることはおるでしょう。ただ、私の耳には、そういう話は一切入ってきません。むしろ何でああいうことをしたのかということのほうが多いわけでございます。

ですから、私は娘からも随分はがきで叱られました。「お父さん、なぜこういうことをやるの」と。もうショックでちょっとあれでしたけれども、それについてはいろいろ説明して、理解したかしないかは別としても、非常に厳しい言葉で「お父さんがこんなことをやるなら、町長に立った、立候補したときのことを考えてください。こんなことをやるなら町長を辞めてしまったほうがいいんじゃないの」と、こういうことも言われました。それからインターネットのほうでも「お前、何だこの髭を剃れ」こう言われました。ありがた迷惑だと、こう言いたいところですが、それはそれとして、ちゃんと反省しているところを見せなければならぬということでもあります。いずれにいたしましても、このことが私、今思うに、我が町が非常に暗い、暗い感じになってしまったと。私がここ10年一生懸命やってきたことが無に帰してしまったなど、こう思っております。また、これから一つ一つ積み上げていかなければならないと、こう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） 6番太田満則君。

6番（太田満則君） 今、縷々話をしました。私先ほど話したのをこの件について終わりにしたいなと、こう思います。それは、今回、町長はワクチンしているからと、副町長はワクチンしているからと、こういう言葉が確か出てきたような気がいたします。が、しかし、先ほど話したみたいに、もし、接種していない人たちが参加したのであれば、その人だちを巻き込んでの話になっているんでないかと、やっぱりそこら辺は町長、気を付けなければと、職員を地域の人を守らなければならないという立場の人ですので、やっぱりいろんな行動、そういうのにはそこら辺はやっぱり気をつけなければ駄目だということを申し上げておきたいなとこう思います。

それから、もう時間がなくなったのであれですが、各町村ごとに発表してはどうかと、この件でございます。私、見でみたら熊本とか、広島とか、あるいは福井とか、いろいろなところで市町村ごとに発表しているんですね。今、今話したところは、私、今でもお付き合いをしている人だちがいるので、その人だちにも確認をしました。やはりただ漫然と先ほど話をしたみたいに、三密を避けましょう、マスクをしましょうと喋っても、やはりそれは身近にそういう人がいだとなれば、受ける感覚も違うと思います。先ほど壇上でも話したみたいに、町長は、町村会の会長にもなりました。知事も当然そういう意見交換ができる立場にあります。私は、知事のほうにもそごいら辺の話をして、地域の人たちをもっと意識づけするための方策としてそういうのが必要でないかということをお話してほしいなと、このように思います。どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）今、お話にあったように、私も町村会の会長という立場でございます。知事さんとお会いする機会は、それはございます。ただ、その中でコロナの話を私からできるかということ、それはなかなか難しい、知事さんも非常に立場がございませうから、ただ、要望としては、そういう発表をしていただきたいということ是可以としますので。

議長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）是非話する機会を見つけて、立ち話でもいいから話をしてほしいなど、こう思います。

先ほどの話をした中で、もう少し遡るんですが、交際費の中の支出先です。交際費の中の支出先、あまりにも漠然とし過ぎているということでございます。（「交際費もう終わったんでねな」の声あり）いや、なんも私、終わったという話は全然していません。交際費の支出先があまりにも漠然とし過ぎているということで、これを直すつつ意識はありますでしょうか。どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）先ほどもお答えいたしましたように、その交際費の支出先について、もっと明確にしたほうがいいんじゃないかなというお話でございます。これについては、いろいろ先ほどの答弁の中にもありましたように各市町村もそういうものもあれば、それを取り寄せて、参考にしながらこれからどうしていくか検討していきたいと思っています。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）6番太田満則君。

6番（太田満則君）実は同じように県もこの支出先というのをちゃんと出しているんです。多分担当も見ていますかと思えます。私も昨日も確認してきました。例えばですね、例えば、今年の7月分、元大間町長浅見恒吉氏死去に関わる弔電2,376円とか、東通村長畑中稔朗氏、ご母堂畑中密子氏通夜に関わる香典2万円とか、このようにちゃんと書いているんですね、で、もしかすれば、皆さん、いや個人情報だんでねがという話になるかと思えます。個人情報つつうのは、亡くなった方は対象外ですね、どうですか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員の質問にお答えいたします。

青森県では、一応氏名まで公表しております、私たちの調べではですね、県内10市ありますけれども、4市のみが氏名の公表をしております。青森市、弘前市、十和田市、黒石市であります。ほかの6市につきましては、まだ氏名の公表には至っていない状況です。

また、町村につきましては、全体を調べたわけではありませんけれども、野辺地町、おいらせ町、中泊町の3町村のみでありまして、その他、交際費の要綱をですねまだ定めていない町村も多くてですね、要綱がない町村はもちろんホームページの公表もなくでですね、また、東郡においてもですね平内町と今別町においてはですね、要綱の制定、ホームページでは公表しておりますけれども、今別町につきましても氏名の公表はない状況でありますので、これらを踏まえましてですね、上司とも相談しながらですね、これから今後ですね、氏名の公表はどうするかということにつきましては考えていきたいと思っています。以上です。

議長（船橋健人君）はい、6番太田満則君、残り時間あと5分ですので。

6番（太田満則君）今、話したみたいに、多分個人情報保護法と、最近どこに行っても個人情報、個人情報と、こういう話をします。ですので、その個人情報保護法に基づいていると思われる今みた

いなケース、しているところもしていないところもあると、んで先ほど話したみたいに、亡くなった方は個人情報保護法の対象ではないですね。確かそうですね。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）太田議員の質問にお答えいたします。

そのとおりであります。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）ですので、私は何も貰ったほうも、町長の名前伏せてください、私の名前伏せてくださいって香典貰った人は誰も言わないと思うんですよ、それをこういう具合にして、名前を伏せていると、やはり私はそこが問題なんではないかなと、このように思いますので、是非開示する方向で検討してほしいと、このように思います。以上です。

議長（船橋健人君）以上で6番太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

会議は午後1時30分から開きます。

（午後0時02分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、午前に引き続き会議を再開します。

続いて、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「議長」の声あり）5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、「令和4年度の重点施策について」と題し、質問いたします。

また、質問に対するご回答に当たっては、これまでの取組とその結果の考察や進捗状況が必要と考えますので、あわせて「第六次平内町長期振興計画等に対するKPI重要業績評価指標について」お尋ねします。

初めに、「当町の令和4年度の重点施策について」お伺いします。

政府は、令和4年度の概算要求に当たっての基本的な方針について7月7日に閣議了解したところであり、この中において、新たに成長戦略枠として、令和4年度予算では、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てへの予算の重点化を進めるため、基本方針2021及び成長戦略実践計画などを踏まえた諸課題について、新たな成長推進枠を設置することとしました。

青森県では、令和4年度青森県重点施策提案として、新型コロナウイルス関連が6項目、これ以外の分野が16項目示され、この中の新規事業では、IOTを活用した多様な働き方と企業の地方展開他1件、継続（修正）事業では、地域医療の確保・充実と医師不足の解消についてや、人口減少社会におけるきめ細かな教育環境の整備他4件が公表されております。

当町においても、このように国や県の状況を見るなどして、令和4年度の事業計画案を策定していることと思いますが、どのような事項、またはどのような事業に重点を置くべきと考えているのかお尋ねします。

経済産業省のグリーン成長戦略では、グリーン社会の実現には、電力部門の脱炭素化は大前提であるとされ、再生可能エネルギーは最大限導入する、このため、コストを低減し、地域と共生可能な適地を確保し、蓄電池等も活用して、変動する出力の調整能力を拡大していく、こうした取組を通じて、洋上風力産業や、蓄電池産業、次世代型太陽光産業、地熱産業を成長産業として、育成していく必要があるというようにうたっております。

当町の地の利は、平野部より山が多く、日照時間は少ないものの、風の吹く日が多いことから、風

力発電に適しているものと考えます。電力事業者の誘致や投資は今後、町の財源安定に寄与するのではないのでしょうか。

次に「第六次長期計画に対するK P I 重要業績評価指標」でございますが、これについてお伺いします。

第六次平内町長期振興計画は、令和2年3月付で策定され、その基本計画には、現状と10年後の目標や数値が示されております。計画期間が10年間の長期にわたることから、計画に掲げた政策目標の実現や実効性のある計画としていくためには、社会経済への情勢の変化、町を取り巻く環境の変化を的確に捉え、その進行管理を着実にいき、不断の検証を行うことは非常に重要なことだと考えます。このことは、計画の進行管理として計画書の中にも掲げられているところであります。

この第六次平内町長期振興計画は、令和2年2月の議会全員協議会において報告されており、現状の把握から1年半以上経過していますが、既存の様々な事業も検証していることでもあれば、これ以上の期間を経過しているものもでございます。目標達成のため、現状の認識と意識を共有するためにもK P I の進捗状況を定期的に、できれば1年ごとに公表すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

町の六次長計や、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、様々な計画書においては、その計画を検証し、さらに推進していくために、P D C A サイクルを回し、改善を進めていくことが明記されています。しかしながら、個別の計画とその取組状況が私たちには見えにくい状況にあると思いますので、これを改善していただくよう要望いたしまして、壇上からの質問を終えます。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の「令和4年度の重点施策について」であります。町の次年度の重点施策については、9月から10月にかけて各課等に依頼し、重点要望施策を文書にて提出していただき、11月初めに、町二役、総務課財政係への説明会を実施、12月には次年度当初予算を作成することとなっていることから、現時点での各課等における次年度における重点施策については、把握していない状況であります。本年度、県より、譲与を受けた旧青森県立青森東高等学校平内校舎を利用して、令和5年4月に開校予定の、町の統合中学校の改修工事や、また、春に町民アンケートを実施して、現在、公共施設等総合管理推進会議において、検討、審議を重ねております新庁舎の建設予定地が、議会で議決されますと、新庁舎建設に向けての工事関連予算などが、町としての大きな重点施策となるものと考えております。この二つの事業は、大きな財政負担を伴うことから、将来にわたって、町財政を安定的に運営する上でも丁寧な予算措置が求められるものと考えております。

次に、2点目の「第六次平内町長期振興計画に対するK P I について」であります。議員ご承知のとおり、町では2020年度を計画初年度とする「第六次長期振興計画」を策定しております。

ちなみに、K P I というのは、Key Performance Indicators というんだそうです。目標達成の度合いを判断、評価するための指標数値ということだそうです。

この「長期振興計画」では、人口減少に立ち向かいつつ、町民が健康長寿で生き生きとか輝ける生活が送れるよう、先人たちから受け継いだ豊かな自然や伝統、快適な社会基盤や産業といった地域資源を最大限に生かし、誰もがいつまでも住み続けたいと願う活力と魅力あふれるまちづくりを目指し、当町の姿と目標達成に向けた指針を示しており、計画での目標は計画期間の最終年度である10年後の姿や数値を掲げております。

そこで、議員ご質問の「目標達成のための中間的な指標を公表すべきではないか」についてであり

ますが、計画の進捗については、各分野の担当課において毎年把握することとしているほか、町では「長期振興計画」の戦略的ビジョンとして位置づけ、整合性を図った「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「長期振興計画」と同時期に策定しております。

この「総合戦略」は、5年間の計画であることから目標についてもより具体性のあるものとなり、計画終了年度には目標や取組に対する評価を行うこととしております。

また、「総合戦略」については、必要に応じて見直しを行うこととしており、毎年開かれる「まち・ひと・しごと創生会議」において、取組内容や目標達成度についての議論がなされており、その結果については町のホームページや広報で公表しておりますので、新たに個別事業の進捗状況等を網羅的に公表することはせずに、これまでどおりに「創生会議」の内容の公表を継続してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、「長期振興計画」は当町の10年後の将来像の基本理念を掲げ、その実現を目指した計画でありますので、毎年、年数をかけなければ反映されない施策もあるということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） グリーン社会の実現に関してでございますが、本定例会においては、「議案第77号平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」というのが上程されてございます。この計画書案では、項目の12の中に、再生可能エネルギーの利用促進がございまして。現状に対する対策として、太陽光を利用した設備の導入、活用を推進すると、また公共施設の新築や大規模改修の際には、再生可能エネルギーの利用や設備の導入を推進するというふうなうたっております。こういうふうなことでございまして、今後の取組にこれは期待したいというふうに考えております。

次に、KPIについてでございますが、これは全国の市町村の中には行政評価の実施根拠を明確にすることを目的とした条例を定めているところもございまして。KPI、PDCAサイクルを回すということには、5W2H、これが必要です。いつ、どこで、誰が、何をと、そういうふうなことが必要になるわけでございます。行政機関の職員というのは、大体3年ないし4年で部署が異動になるようでございます。特にそういうふうなことでございまして、情報の共有というふうなのが必要だというふうに考えます。この業績評価を確実に、こう行うべきことというふうなことが必要になってくるということでございまして、是非ともこの評価を年に1回はできるようにして、そして情報共有をしていただきたいと思いますというふうなことを訴えまして、質問を終えたいと思います。

議 長（船橋健人君） 5番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

次に、3番小笠原智鶴子君の登壇を許します。（「はい、議長3番」の声あり）はい、3番小笠原智鶴子君。

3 番（小笠原智鶴子君） 3番小笠原智鶴子です。通告に従い、質問をいたします。

私からの質問は、「ごみ処理対策の推進について」です。

今年4月に発表された1日1人当たりのごみ排出量が県内で当町が一番多いという結果でした。平成30年から容器包装プラスチックの収集分別が始まり、燃えるごみは減少していると思っております。ほかの自治体では、燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチックなど、指定有料ごみ袋を使用しているところもある中で、当町はプラスチックについては、指定ごみはなく、分別すれば有料ごみ袋の利用が減り、燃えるごみは減らせるのではないのでしょうか。基本計画で3Rの取組を家庭や事業所が実施できるよう積極的に広報活動を行い、周知に努めるとともに、ごみの分別ルールを徹底し、リサイクル率アップを目指すかとあります。普段、目にする資源ごみ回収箱の掲示板を現在の分別方法に

改めるべきではないでしょうか。

また、なぜ、ごみ減量化やリサイクルが必要なのか、町内会ごとで講習会を実施することはできないのでしょうか。町民一人一人が意識を持って実施することがごみ減量に向けて必要だと思います。

ごみ排出量とは、直接関係ないかもしれませんが、ごみ処理ということで指定ごみ袋の見直しも考えてはどうでしょうか。環境に優しい素材や、縛りやすく、持ちやすい持ち手型のものにできないでしょうか。小さな一歩でも町全体で取り組むことによって、人にも環境にも優しい町になるのではないのでしょうか。町の考えをお伺いいたします。以上、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、小笠原智鶴子議員のご質問にお答えをいたします。

「ごみ処理対策の推進について」であります。本年4月に1人1日当たりのごみ排出量が公表されました。その中で、当町の1人1日当たりの排出量は、1,297グラムとなっており、県内で最も多い排出量となっております。これは、令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査に基づくものでございまして、家庭から排出される生活系一般廃棄物と会社等から排出される事業系一般廃棄物を合わせた排出量が公表されたものでございます。内訳は、生活系のごみ排出量が838グラム、事業系の排出量が459グラムとなっております。事業系の廃棄物につきましては、大部分をホタテの残渣が占めており、他市町村に比べ突出して多いことから、県内で最も多い排出量となっているところでございます。この傾向は、今後も続くと思われませんが、生活系の排出量を抑制するために、ごみ減量化へ向けたリデュース、リユース、リサイクルの3R等の行動を積極的に呼びかけて、継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、容器包装プラスチックの回収量につきましては、初年度の平成30年度は22トン、令和元年度では26トンと増加傾向にあり、リサイクル率は18.2パーセントと県平均値を上回っており、県内では15位となっております。

次に、資源ごみのリサイクルボックスの掲示板については、一部補足が必要な部分があることから、現時点での分別方法を記載するよう速やかに改善したいと考えております。

指定ごみ袋の見直しにつきましては、利便性は向上すると考えますが、新たな指定ごみ袋の印刷作成経費や住民負担の増額等が憂慮されることから、費用対効果を考慮し、利用者の需要が高まった段階で検討したいと考えております。まずは、ごみの減量化を重要課題として取り組んでいきたいと、こう考えております。

いずれにいたしましても、ごみ処理の対策につきましては、町民の生活に密着した重要な取組であると認識しており、ごみ排出量の削減並びに地球温暖化対策に係るカーボンニュートラルに向けた取組にも関連しますので、資源化できるごみは新たな製品に生まれ変わる原料であるという意識転換を促し、地域住民の協力を得ながら、ごみ減量を継続的に推進してまいりたいと考えております。以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、3番小笠原智鶴子君。

3番（小笠原智鶴子君） ありがとうございます。町がきれいだと観光客も増え、ごみを捨てる人が少なくなると思います。ごみゼロの町を目指して、今後に期待して、質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で小笠原智鶴子君の一般質問を打ち切ります。

続いて、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） 4番亀田弘徳です。通告に基づき質問いたします。

私の質問は3点に分かれております。

「学校のICT環境整備とGIGAスクールについて」、「地域共生社会をどう実現していくかについて」、「新たな津波浸水予測に対応した防災計画を」についてであります。

それでは、一つ目の「学校のICT環境整備とGIGAスクールについて」ご質問いたします。

2019年12月、文部科学省はGIGAスクール構想を打ち出しました。GIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略で、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ITC環境を実現するために、創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させようというものであります。そのため、児童・生徒向けに一人一台の端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を行っているところであります。

ICTの活用が日常のものとなっている現在、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、こうした時代に取り残されてはならないと考えております。

そこで、質問いたします。

一つ目は、町の小・中学校の一人一台端末と高速通信環境の整備、クラウド環境の整備状況についてお伺いいたします。どのようになっているのかお伺いいたします。

二つ目は、端末の使用についてであります。

GIGAスクール構想における標準仕様が国から示されておりますが、町が整備している端末、OS等の使用環境の仕様はどうなっているのかお伺いいたします。

三つ目は、ICT教育について、文部科学省初等中等教育局が実態調査を行っております。この令和3年7月末速報値で非常時の端末の持ち帰りが可能な学校は64パーセントができるようにしており、また、平常時の端末の持ち帰りは、現在実施しているのが25パーセント、準備中という回答が51パーセントとなっております。我が町の対応がどうなっているのかお伺いいたします。

四つ目は、端末の破損、紛失時の対応等についてです。

同じく文部科学省初等中等教育局の実態調査の中で、27.6パーセントが事業者との保守契約等により、代替機を手配する、また72パーセントが予備機を活用するという回答でありました。我が町の対応についてお伺いいたします。

五つ目は、国が示しているこのGIGAスクール構想を町の中で実現していくための今後の工程・予定についてどのようになっているのかお伺いいたします。

六つ目は、ICTの活用が現在日常のものとなっている今、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残されないよう、このGIGAスクール構想を町で実現、実施するに当たり、その所信をお伺いいたします。

2つ目の「地域共生社会をどう実現していくかについて」であります。

厚生労働省は、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、住民や多様な主体が参画し、地域を共につくっていく社会として地域共生社会の実現を目指し、このたび、社会福祉法を改正いたしました。本年4月1日から施行されたこの法律に基づいた新たな事業でひきこもりや貧困という複合的課題に自治体が一括して対応できるということであり、この事業の町の取組についてお伺いします。

一つ目は、法の改正及び創設された事業の根底には、持続可能な開発目標（SDGs）の理念にある誰一人取り残さないという精神へつながっております。これは、地域住民と顔を合わせる地方自治体が常に直面してきた、直面している課題であると考えております。事業の取組へ向けた町の所信を

お伺いいたします。

二つ目は、法改正により創設された重層支援体制整備事業についてです。この事業は、四つの項目から成り立っています。一つ目が、包括的相談支援事業、二つ目が、参加支援事業、三つ目が、地域づくり事業、四つ目がアウトリーチ等を通じた継続支援事業、申し訳ありません、五つですね。五つ目が多機関共同事業とありますけれども、町のほうはどの事業に、どのように取り組む予定かお伺いいたします。

三つ目の質問は、事業を実施するに当たっては、実施計画と会議体が必要ということですが、今後どのようにこの事業を進めるのか予定などがありましたら教えていただきたいと考えております。

3つ目の質問です。「新たな津波浸水予測に対応した防災計画を」についてです。

本年3月末、青森県は津波浸水予測図を改訂し、公開いたしました。改訂された予測図は、従前の想定・予想を上回っておりまして、我が平内町もその一つであります。平内町についての津波最大高さは4.8メートルとされ、それに伴い、浸水域の想定も書き換えられております。新しくなった予測図に防災計画、避難計画を対応させる必要があると考えます。そこで質問です。

一つ目は、平内町地域防災計画に示されている指定避難所のうち、新たに想定される浸水域において避難所としての活用ができないと考えられる避難所がどこになるのかお教えいただきたいと思っております。

二つ目は、通常の避難時の避難場所とこうした津波が想定される場合の避難場所が異なる地域において、どのような住民への周知体制、適切な行動を取ってもらえるような体制づくりをしているのかお尋ねいたします。

三つ目は、令和3年8月9日、むつ市・風間浦豪雨災害で橋脚、橋が押し流されたことは記憶に新しいと思っております。地震等により橋梁が損壊し、河川により地域が分断されることも想定されますが、そうした場合の避難体制について町の考えをお聞かせください。

四つ目は、平内町津波避難計画は大きく8項目に分けて計画を体系立てております。実際に避難を行わなければならなくなったとき、それまでの準備がものを言います。中でも津波対策の教育・啓発と避難訓練は、地域住民の安否を左右します。津波対策の教育・啓発と避難訓練について今後の計画をお伺いいたします。

五つ目は、新たな津波浸水予測図に基づいて、計画を修正する必要があると考えますが、この計画の修正予定など、どのようになっているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目「学校のICT環境整備とGIGAスクールについて」の一つ目「町の小・中学校の端末整備状況について」であります。令和2年度に、小学校406台、中学校207台の児童・生徒一人一台端末を整備し、教師用については、小湊小学校、小湊中学校と東平内中学校のパソコン教室に導入していた教育用コンピューターを転用するとともに、リモート授業に必要なウェブカメラやマイク等を整備して、環境を整えております。

また、通信環境については、従来、役場の回線を使用してインターネットに接続していたものを、同じく令和2年度中に、新たに各校で光回線を契約した際に、小学校は国の基準を満たすよう校内LAN工事を行い、中学校については統合が予想されていたため、既存の校内LANを利用して、アクセスポイントのみ増設いたしました。

クラウド化については、現在、導入している表計算ソフト等は、クラウドを前提としていたものとなっており、今後についてもクラウドを利用したものを導入したいと考えております。

参考までに、現状では、各校でまだ温度差がありますが、有事の際に備えて、普段から朝会や授業でタブレット端末を利活用しているとのことでもあります。

次に、二つ目「端末の仕様について」であります。国で定める標準仕様どおりであり、OSは、ウインドウズの端末を整備しております。

次に、三つ目の「端末の持ち帰りについて」であります。非常時については、家庭で遠隔授業の環境がない場合には持ち帰りを可能としております。

また、平常時につきましては、8月2日開催の子ども議会において、子ども議員からの一般質問「自宅へ持ち帰りについて」で答弁したとおり、ネットいじめ等の様々なトラブル発生に加え、長時間利用による視力低下や睡眠不足など、健康面への影響が懸念されることから、端末持ち帰りの際のルールなどを校長会と協議しているところであります。

次に、四つ目の「端末の破損、紛失時の対応等について」であります。児童生徒数の減少により、利用していない端末を活用することとしており、令和3年度現在では、約20台の予備端末を有しております。

次に、五つ目「今後の工程、予定について」であります。統合中学校の校舎整備の際に、校内LANの整備を行い、国で定める基準をクリアしたいと考えております。

また、端末の持ち帰りのルールを定め、家庭で利用する環境を整えるとともに、学校相互での情報共有に努め、必要であれば町単独で教職員の研修を行うなど、教職員の資質を高め、ICTを活用した学習活動の充実を図っていききたいと考えております。

次に、六つ目「GIGAスクール構想を町で実現・実施するに当たってについて」であります。先日行われた子ども議会で、子ども議員から質問がありましたドリル学習教材の導入について、今定例会にドリル教材を購入すべく補正予算を計上しております。いずれにいたしましても、平内町の子どもたちが時代に取り残されることのないよう、今後も児童・生徒や現場の教職員の声に耳を傾け、現状に即した様々な施策を展開していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、第2点目の「地域共生社会をどう実現していくか」についてでございますが、人口減少や少子高齢化等に伴い、人と人とのつながりの希薄化や社会から孤立するケースが顕在化してきました。さらに近年は、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、80代の親が50代の中老年のひきこもりの子供を養う「8050問題」など、複数の要因が絡み合うケース、既存の制度で対応できない制度の狭間と言われるケースも増え、多様な支援の在り方が求められております。こうした社会の変化を踏まえ、誰も置き去りにしないという地域共生社会の実現を図るため、市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を実施できるよう社会福祉法等が改正されました。

さて、一つ目のご質問についてであります。町の地域福祉は平成17年度に策定した「平内町地域福祉計画」に基づき取り組んでおり、5度の見直しを経て、令和3年度からは第6期計画が新たにスタートしたところでございます。

この計画の基本理念である「結いと笑顔と支え合いみんなで育む平内町」を目指し、地域共生社会の実現に向けて地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、複合的な課題の解決に取り組み、地域福祉を推進してまいります。

次に、二つ目のご質問についてであります。重層的支援体制整備事業の内容につきましては、大

きく3つの支援から構成されております。

一つ目は、相談支援と呼ばれる事業で、介護・障害・子供・困窮の相談支援に関わる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業の実施です。

二つ目は、参加支援と呼ばれる事業で、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援の実施でございます。

三つ目は、介護・障害・子供・困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施するものであります。

これら3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働事業がございます。そこで、町の取組状況でございますが、今年度より「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として実施しているところでございます。「包括的相談支援事業」については、介護・障害・子供の分野で相談支援事業を実施し、「地域づくり事業」については、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業及び地域子育て支援拠点事業として実施しております。

また、「参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「多機関協働事業」につきましては、東郡4町村との共同により、「東地域包括化相談支援センター」を設置し、県社会福祉協議会に委託して実施しております。事業内容としては、東地域包括化相談支援センター内に相談支援包括化推進員3名を配置し、複合的な課題やあらゆる相談を受け付ける「断らない相談支援」体制の整備、支援プランの作成、伴走支援及び支援調整会議の開催等、町社会福祉協議会をはじめ、関係機関との連携・協働により、相談者への支援を行っております。

次に、三つ目「実施計画及び会議体について」であります。重層的支援体制整備事業実施計画の策定については、努力義務となっており、今後、重層的支援体制整備事業へ移行した際には、単独計画、あるいは地域福祉計画の中に盛り込んだ形の一体計画として策定するのかについて検討を行ってまいります。

また、会議体については「多機関協働事業」の中で、重層的支援会議として実施し、関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関しては、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議しているところであります。

地域のあらゆる相談を幅広く受付し「断らない相談支援」を整備するとともに、複合的課題を抱える相談者が地域の中で安心して役割を持って暮らすことができる「地域づくり」を推進することにより、社会的孤立を防止し、人と人が「つながる」地域社会の実現を目指していきます。

次に、3点目の「新たな津波浸水予測に対応した防災計画」についてであります。まず、青森県の津波浸水想定区域については、令和3年3月26日に行われた「第9回青森県海岸津波対策検討会」において津波浸水予測図が示され、令和3年5月27日付で県の津波浸水想定として公表されることになりました。津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と浸水深を表したもので、新たに公表された津波浸水想定では、浸水面積が約5.2平方キロメートル、海岸線の最大津波高が約4.8メートルとされていることから、町沿岸部に甚大な被害をもたらすものと予測されます。

さて、一つ目のご質問「津波の発生時に活用できないと考えられる指定避難所について」ですが、平内町地域防災計画に示されている指定避難所のうち、新たな津波浸水想定地域に存在する指定避難所は、県が公表した津波浸水想定図を参考に抽出した場合、41か所のうち11か所が津波浸

水想定区域に存在しているものと考えており、具体的には、土屋コミュニティセンター、茂浦コミュニティセンター、浦田公民館、稲生漁民センター、浅所コミュニティセンター、旧浅所小学校、山の手コミュニティセンター、東和コミュニティセンター、清水川コミュニティセンター、口広林業村落コミュニティセンター、狩場沢公民分館が該当するものと考えております。

次に、二つ目「津波発生時の避難場所に関する住民への周知体制や適切な行動を取っていただくための体制づくりについて」であります。津波による浸水被害が想定される指定避難所や、避難経路を町民の皆様に認知していただくに当たり、津波浸水想定区域や地形情報、自宅や指定避難所の位置、避難経路等を住宅地図に落とし込み、視覚的に認識していただくことが効果的と考えております。町では、国の交付金（新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金）を活用し、令和3年度中に新たに津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域に関するハザードマップと防災に関する学習項目等を総合的に取りまとめた防災マップの作成を計画しており、令和4年4月を目途に毎戸配布を行う見込みであります。

また、津波発生時の適切な行動についてでございますが、大規模な地震等により発生する津波は、台風や大雨等による洪水・土砂災害とは異なり、事前に発生を予測することは困難であり、津波の発生源によっては、発生から沿岸部への到達までの猶予が非常に短くなるおそれがあり、町が津波の発生を察知してから避難指示を行うことは困難であります。

そこで、国や町では、大津波警報や緊急地震速報等の緊急情報を、人手を介さず自動的に町民へ伝達できる手段としてJアラートの整備を行っており、町内各地に設置されている防止行政用無線の屋外拡声器や各家庭に配備している戸別受信機等から情報を伝達できる体制を整えております。

しかし、そのシステムの性質上、地区ごとに詳細な避難指示を行うことは不可能であり、町においても津波の発生を察知してから地区ごとに詳細な避難指示を行うことは困難であることから、町民の皆様におかれましては、平時から家族や町内会等で避難場所や避難経路等の確認、防災訓練などを行っていただき、地域の実情等を踏まえて各々災害に備えていただく必要があると考えております。

なお、新たに作成する防災マップには、簡易なものではございますが、防災に関する基礎的な知識を学ぶことができるよう学習項目を設けることを計画しておりますので、家族や町内会等で災害について話し合う際の参考にしていただきたく存じます。

次に、三つ目「地震等により橋梁が損壊し、河川により地域が分断された場合について」であります。国道や県道、町道など、主要な道路が損壊や土砂災害等により通行不能な状態に陥った場合、国道・県道の管理者と等との連携や、平内町土木協同組合と締結している応援・協力等に関する協定等に基づき、道路の復旧に向けて速やかに応援・協力の要請を行うこととしております。

また、災害の規模や被害状況によっては、自衛隊等への派遣要請を行うことも視野に入れ、人命救助や交通網の復旧、孤立した地域への物資の運搬等について速やかに応援・協力が得られるよう関係各署との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、四つ目「津波対策の教育・啓発と避難訓練について」であります。県や町では毎年、町内会や自主防災組織を対象とした研修会を開催しているほか、町民の皆様が積極的に参加しやすいよう町内会からの要望があれば、町内会ごとに防災訓練等を実施しているところであります。

先ほども申し上げましたが、令和3年度中に津波や土砂災害、洪水に関する防災マップの作成し、来年4月を目途に配布する予定となっておりますので、今後は新たに作成する防災マップ等を活用した防災訓練等の実施を検討してまいります。

次に、五つ目「新たな津波浸水予想図に基づいた計画の修正について」であります。県では、現

在、令和3年5月27日付で公表された津波浸水想定区域に基づき、県の地域防災計画の見直しが進められているものと考えております。町の地域防災計画は、県の地域防災計画に準じて作成していることから、県の地域防災計画の見直しが行われた後、必要に応じて町の地域防災計画等への反映作業に着手する所存でございます。以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） 答弁いただき、ありがとうございます。

再質問として、1つ目のICT環境整備とGIGAスクールについてであります。

まず、おおむね小学校、中学校についてはICTの環境の整備は終わっており、まだ未達成である中学校については統合する予定であるので、現在既存のLANを活用していて、統合後、新たな環境整備に取り組むということでありました。ありがとうございます。

端末の仕様について、私がお尋ねしたのは、OSの仕様環境っていうのが、メジャーなところでないものを例えば使ってしまった場合、私とかは、例えば以前、パソコンの前はワープロというのが出ていましたが、そのときですね、オアシスキーボードという、打つのは早いんですけども、非常に癖のあるキーボード配列のものを使っていたりして、その後仮名配列やアルファベットでのローマ字打ちに変えてきて、苦労したという経緯があります。パソコンについても、以前、マッキントッシュのOSのパソコンを使っていたりして、これがもう何かマイナーなほうになって、ウインドウズがメジャーになってきたのでそれに対応するためにウインドウズを使い始めて、それを勉強しなければならなかったという経緯があって、使用している端末とか、OSができればメジャーなものを使ってほしいということから質問させていただきました。

端末の持ち帰りにつきましては、現在、ルールを非常時は持ち帰られると、平常時については今後ルールをつくって持ち帰られるようにするというところでありますので、これを期待したいと思います。

学校のICT環境に関しては、この環境整備に関しては、地方財政措置が2018年から2022年度まで措置を講じるというふうになっておりますので、この環境整備について、こうした財政措置を講じている間に何とかやってほしいと思いますけども、この点についてご答弁、お願いします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 教育長。

教育長（渡辺伸一君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

ただいま亀田議員からご提案がありましたとおり、今後、平内校舎の改修にいろいろお金もかかるんですけども、随時財政当局と相談しまして、町の持ち出しが少ない、そういう方向で進めていくことにしております。以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） ありがとうございます。

それでは、現在のところは端末の持ち帰りというのは非常時だけという形になってはいますが、将来的には文部科学省のほうではやむを得ず学校に登校できない児童・生徒へのICTを活用した学習指導等を行う体制ができるようにというような方向に舵を切っておりまして、この点について今現在平常時の持ち帰りができるようルールをつくっていくということなんですが、この点についてはどのような形で進めていくか、予定なのか、お考えがあればお願いします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

現状でもですね、やはり様々な要因によりまして、不登校になっている児童・生徒がおります。こ

の子につきしてもですね、学校を通しましてせっかく整備した端末でございますので、この端末を持ち帰って授業をやる、そういうことも進めるようにしておりますので、その状況状況に応じて活用していきたいと、このように考えております。以上です。

議長（船橋健人君）以上で（「え」、「一問一答方式」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）ありがとうございます。

そのようにして進めていただきたいと思います。持続可能な開発目標というのが基本的に、根っこのほうに誰一人取り残さないということが入っておりますので、是非地域の子供たちを誰一人取り残さずに、きちんと教育して、社会に出してもなんていうか、たくましく生きていけるように努めていただきたいと思います。

それでは、2つ目の地域共生社会をどう実現していくかということについての中で、

議長（船橋健人君）亀田弘徳議員に申し上げます。再々で終わりですので。（「一問一答、一問一答だべ」の声あり）

議長（船橋健人君）申し訳ございません。

4 番（亀田弘徳君）一問一答でやらさせていただきます。

議長（船橋健人君）どうぞ質問を続けてください。

4 番（亀田弘徳君）はい、2つ目の大きな質問の地域共生社会をどう実現していくかについての中で町長のご答弁がありました。令和3年の第1回の定例会の最初の議案提案理由の説明とか概要の説明でも町長は、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、若者も、高齢者も、女性も、障害のある方もみんなが活躍できる地域共生社会の実現に取り組むと表明しています。これは先に言いましたSDGsの精神にある誰一人取り残さないというところにつながっておりまして、それで、ここの2つ目の地域社会をどうしていくかという質問なんですけれども、この答えをいただいた答弁の中で、例えば地域共生社会に向けて我々が行政が事業をして、取り組んでいくという中で、例えば医療とか、福祉の人材というのが確保する中で、有資格者で資格に係る専門分野で就業していない方、いわゆる潜在有資格者の活用などができるのではないかとということが国から言われておりますが、この辺りについて、何かお考えがあれば、いただきたいと思います。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君）亀田議員の質問にお答えいたします。

ただいま潜在的な有資格者の利用についてということでしたけれども、もちろん町としましても潜在的に今お仕事をしていなくても資格を持っている方については、保育士であるとか、介護の関係の仕事であるとか、どんどん働いていただきたいなという思いはありますので、国及び県の事業もいろいろ活用しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）この2つ目の地域共生社会については、それぞれの事業を実現する上で、町長の答弁にもありましたけれども、待ちの姿勢ではなくて、対象を早期に、積極的に把握するというアウトリーチの考え方に立って運営していくということでありましたので、事業の展開がスムーズに進むことを期待したいと思います。

3つ目ですけれども、新たな津波浸水予測に応じた防災計画についてで、私、3つ目でむつ・風間浦の災害で橋が流されて、地域に地震などの場合で、橋が損壊して、地域が分断されたまま災害から自分たちを守らなければならないというのがちょっと想定していましたが、例えば東田沢地区とか

は、橋梁が、あそこ全部落ちてしまった場合は、二つに分かれた状態で、災害からなんていうか助けてもらおうのを待つという形になるんですが、そうしたところの防災の体制づくりというのはどういう形で考えておられるのかなというふうに思います。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員のご質問にお答えいたします。

町では、県ほかですね、15団体の事業所と連携協定を結んでおります。先ほども町長の答弁の中にありましたけども、町の土木協同組合さんとも一応協定書を交わしておりますし、例えばですね、橋が壊れて、どうしてもそこにですね到達できない場合は、やっぱり県とかにお願いしまして、自衛隊機、ヘリの活用とかですね、そういうのを想定しています。取りあえず、田沢地区についてはですね、野内畑の地区からの山の地域からとあと林道ですけども、稲生からの林道とか、また、海岸線を通して、また行けるのではないかと思っはいますけども、そういう場合に関してはですね、やっぱり自衛隊機の活用とかですね、ヘリを活用した形で支援物資のほうを支援していきたいと思っております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）ご答弁、ありがとうございます。

私の質問というのは、3つありましたが、いずれもSDGsという持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsで、Sだけ小さいんですけども、誰一人取り残さない持続可能で、よりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標として掲げられたことを国がこれからやっていこうということで、最近こう出てきた言葉でありまして、本当に横文字でなかなか大変なんですけれども、ただ、二つ目の質問で少し触れているんですけども、地域住民と顔を合わせて、常に誰一人取り残さないというのを努めてきたのは地方自治体、行政であります。それを確かにそのようにやっているかどうかというのを見て、時に意見してきたのは議会でありまして、こうした事柄を温故知新といいますか、言葉を改めて、新たに今までやってきたことをうまく更新して政策に結びつけていくということが求められていて、今回の質問では、そうしたところが伺えたので、大変勉強になりました。ありがとうございます。質問は、以上です。

議長（船橋健人君）以上で4番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

◇

日程第2 質 疑

議長（船橋健人君）日程第2、「議案第54号」から「議案第78号」まで、以上25件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

◇

日程第3 決算特別委員会設置

議長（船橋健人君）日程第3、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

「議案第54号」から「議案第63号」までの各案件は、11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第54号」から「議案第63号」までの10件については、11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することに決定しました。



日程第4 議案付託

議長（船橋健人君） 日程第4、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第54号」から「議案第72号」の各案件は、お手元に配布の議案付託表のとおり、決算特別委員会及び各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり委員会に付託することに決定しました。



日程第5 陳情付託

議長（船橋健人君） 日程第5、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成君） それでは、陳情文書表の朗読をいたします。

受理番号。陳情第2号。

受理年月日。令和3年6月18日。

件名。辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。

陳情者の住所、氏名。沖縄県那覇市おもろまち四丁目17番11号1階、新しい提案実行委員会、責任者、安里長徒。

陳情の要旨。

1、沖縄県での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止すること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきでないこと。

2、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には、国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。

3、そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定すること。

以上のことについて、議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

付託委員会。総務福祉常任委員会。

以上で陳情文書表の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） 会議規則第95条の規定により、「陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」は、総務福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日14日及び15日は決算特別委員会開会のため、また、16日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、14日から16日までの3日間は休会となります。

来る9月17日は午後1時30分から会議を開きます。

なお、決算特別委員会は9月14日午前10時より議場に招集します。

これにて本日は散会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時40分 散 会)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、決算特別委員会報告
 日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
 日程第 3、議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案
 日程第 4、議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案
 日程第 5、議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案
 日程第 6、議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案
 日程第 7、議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について
 日程第 8、議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 9、発議第 5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
 日程第10、発議第 6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案
 日程第11、発議第 7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案
 日程第12、発議第 8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案
 日程第13、議員派遣について
 (追加日程)
 日程第14、発議第 9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書案

(町長挨拶)

閉会

出席議員 11名

議 長	船 橋 健 人君	副議長	木 村 良 一君	2 番	田 中 大君
3 番	小笠原 智鶴子君	4 番	亀 田 弘 徳君	5 番	田 中 茂 勝君
6 番	太 田 満 則君	7 番	七 尾 潔君	8 番	倉 内 清 一君
9 番	佐々木 徳 正君	10番	田 中 光 弘君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長	船 橋 茂 久君	副 町 長	山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉 内 仁君	総務課指導監	工 藤 英 仁君

企画政策課長	田中正美君	税務課長	渡邊仁志君
町民課長	工藤隆之進君	福祉介護課長	塩越信子君
福祉介護指導監	竹達暁教君	健康増進課長	松山秀子君
健康増進指導監	大水要君	農政課長・農業委員会事務局長	飯田千代志君
水産商工観光課課長	逢坂重良君	地域整備課長	佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長	三津谷博君	会計管理者	飯田剛志君
平内中央病院事務局長	小形正樹君	消防監消防署長	木村秀人君
教育長	渡辺伸一君	学校教育課長	須藤鉄博君
生涯学習課長	船橋英樹君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤 一

振鈴（午後1時30分 開 議）

議 長（船橋健人君）ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が10人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、決算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、決算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第54号」から「議案第63号」までの10件を一括して議題といたします。決算特別委員長の報告を求めます。（「はい」の声あり）はい、7番七尾 潔君。

決算特別委員会委員長（七尾 潔君）皆さんこんにちは、決算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第54号 令和2年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第55号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第56号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第57号 令和2年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第58号 令和2年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第59号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第60号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第61号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第62号 令和2年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第63号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」以上10件について、9月14日、15日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「認定すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第54号」から「議案第63号」までの10件については、委員長報告は「認定すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第54号」から「議案第63号」までの10件は、委員長報告のとおり「認定」されました。

（4番 亀田弘徳議員入場） 午後1時36分



日程第2、総務福祉・経済文教各常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「議案第64号」から「議案第72号」まで及び「陳情第2号」の10件を一括して議題とします。はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。6番、太田満則君、もとい4番亀田弘徳君（「議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

総務福祉常任委員会委員長（亀田弘徳君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「議案第64号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第65号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第71号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第72号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上4件について、9月16日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

また、付託を受けていた「陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」について、9月16日審査会を開き慎重審査の結果「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

経済文教常任委員会委員長（田中光弘君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「議案第64号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第66号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第67号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第68号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第69号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第70号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」以上6件について、9月16日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより「議案第64号」から「議案第72号」及び「陳情第2号」の以上10件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、議案は「可決すべきもの」、陳情は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第64号」から「議案第72号」及び「陳情第2号」の各案件は、議案は「可決」、陳情は「採択」されました。



日程第3、議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案

議長(船橋健人君) 日程第3、「議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第73号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第73号 平内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第73号」は「可決」されました。



日程第4、議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案

議長(船橋健人君) 日程第4、「議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) 総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第74号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。(「はい」の声あり) はい、太田満則君。

6番(太田満則君) 今、総務課長のほうから説明がありました。

2年6月、1年以上前の公布だと、いうことで法律が施行されたと、それに基づいて、各市町村条例を制定することができるということで、これぐらい、今、話したみたいに、1年以上猶予遅くなった理由を知らせてほしいということと、こういう法律ができだっつうことで、皆さんこの間たまたま、選挙がなかったからそうですけども、もしあったとすれば、こういうのはやはり大事なことでないかなっつうことで、私はそう思います。その意味で、遅くなったその理由をお知らせしたいと思います。(「議長」の声あり)

議長(船橋健人君) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えします。

公職選挙法では、あくまでも規定であるため、町村で必ずしもですね、導入しなければならないものではありませんでしたけども、町長選挙等における立候補の環境の改善と、法の趣旨に鑑み、平内町ではですね、選挙管理委員会に於いて、慎重にですね審議・協議を重ね、今回の9月議会定例会に条例を提出したものであります。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）私あと、もう一つ言いましたよね。各市町村県内、40市町村で導入している所を知らせてください。

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員の質問にお答えいたします。

全ての町村につきましてはですね、調査をしておりますけども、9月の定例会現在ですね。条例を制定していない町村もあります。例えばですね、隣の野辺地町さん。ほかにはですね、六ヶ所村、おいらせ町、六戸町、横浜町、取りあえず私の資料持っている限りはでは、この町村につきましてはまだ、条例の制定がなされていないという状況でありました。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

6番（太田満則君）今の回答、隣の野辺地等だということでございます。これまでも、こういう法律に基づいていろんなもの実施するしない、そういうのは、管内、郡管内で、いままでもこう足並み揃えてきたような感じがいたします。いま話したみたいところは、上北郡そちらのほうかなあとこう思いますけども、東津軽郡ではどうなのでしょう。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

平内町が最後であります。以上です。

議長（船橋健人君）質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認め質疑を終結します。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第74号 平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案」は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第74号」は「可決」されました。



日程第5、議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案

議長（船橋健人君）日程第5、「議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）
税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第75号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第75号 平内町過疎地域の持続的発展における固定資産税の特別措置に関する条例案」は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議案第75号」は「可決」されました。



日程第6、議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君） 日程第6、「議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君）（「議案第76号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第76号 平内町手数料条例の一部を改正する条例案」は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議案第76号」は「可決」されました。



日程第7、議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について

議 長（船橋健人君） 日程第7、「議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）。田中企画政策課長。

企画政策課長（田中正美君）（「議案第77号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第77号 平内町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議案第77号」は「可決」されました。



日程第8、議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 長（船橋健人君） 日程第8、「議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第78号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第78号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第78号」は「同意」されました。



日程第9、発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議 長（船橋健人君）日程第9、「発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）それでは、「発議第5号」本案は、人権擁護委員候補者の推薦にかかる意見案であります。

町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。今般、任期満了に伴う、人権擁護委員の推薦にあたり、町長は三津谷志津子氏の後任として新たに平内町大字小湊字後菴58番地34、相坂俊悦氏を推薦することにしたい、とのことで、議会に意見を求めています。先般、議会運営委員会で協議しましたところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第でございます。

相坂氏は、長年にわたる町職員としての豊富な行政経験から、広く社会の実情に通じ、住民の信頼も厚く、これまでの経験を生かして、積極的に人権思想の普及高揚を図る活動に取り組むことが期待され、人権擁護委員にふさわしい方であります。以上の見地から議会の意見としても「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜りたく意見案を提出いたしましたので、議員各位のご理解をいただき、全会一致のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第5号」は「可決」されました。



日程第10、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案

議 長（船橋健人君）日程第10、「発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源

の充実を求める意見書案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）
はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）「発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響をおよぼしており、国民生活への不安が続いている中での、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応にせまられております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠でございます。

以上のことから、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の確保・充実のための対策を確実に実現されるよう、私が提案者となり、七尾潔議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第6号」は「可決」されました。



日程第11、発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案

議長（船橋健人君） 日程第11、「発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）
はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）「発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案」について、ご説明申し上げます。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い人命が失われました。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されています。

沖縄島南部地域には、自然公園法に基づき、戦跡として我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定され、同地域は、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されております。戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われております。

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋立てのため、沖縄本島南部からの土砂採取計画は、さきの大戦で犠牲になられた人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用するというものであり、人道上、許されません。

以上のようなことから、国においては、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう、私が提案者となり、七尾潔議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第7号」は「可決」されました。



日程第12、発議第8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案

議 長（船橋健人君） 日程第12、「発議第8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案」を議題とします。本案についての説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） それでは「発議第8号 平内町稲作農家支援対策特別委員会設置案」について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、瞬く間に全世界に拡散し、国内でも特に都市部を中心に感染者が多く、国では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が取られ、多くのイベント等が中止せざるをえない状況となりました。また、国や県は、テレワークの推奨や、公共施設等の閉鎖、特に飲食店の時短営業の要請により、飲食店が休業に追い込まれる状況でございます。

そのような中、新聞報道では、2021年産米の「生産者概算金」について、60キロ1等米で「まっしぐら」8,000円、「つがるロマン」8,200円と報道されました。

2020年産米と比べると、当町の主食用米品種である「まっしぐら」、「つがるロマン」とも3,400円の引き下げとなり、過去最大の下げ幅となりました。また、東北6県を見ましても、青森県産米の下げ幅は大きく、1,000円ほど下げ幅の差がございます。看過できないような状況であります。

この背景には、人口の減少による消費者の減少、コロナ禍で外食向けの業務用米需要が低迷する中、米余りにより保管料などの経費が嵩むことや、コロナ収束や在庫消化の見通しが立たないことなどであり、その影響から目安額への上乗せができないとの理由が報じられてございます。

このままでは、平内町の一次産業である、稲作農家は大変厳しい状況に追い込まれます。そのため、稲作農家の経営支援と再生産意欲の確保を図るべく、私共、町議会では、具体的支援策を検討し、町に要望するため、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会を設置することを提案するものであります。以上のことから、私が提案者となり、七尾潔議員他4名の連名により、提案した次第でありますので、議員皆様のご賛同を得まして、ご議決を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

説明といたします。なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案」は可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第8号 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置案」は「可決」されました。

議長（船橋健人君）お諮りします。ただいま設置されました、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の定数であります。委員会条例第5条第2項の規定により11名にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。平内町議会稲作農家支援対策特別委員会には11名とすることに決定しました。

それでは、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会を直ちに議会控室に招集いたします。

平内町議会稲作農家支援対策特別委員会組織会開会のため、暫時休憩します。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時32分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会から正副委員長の選任について報告がありました。平内町議会稲作農家支援対策特別委員会委員長には倉内清一君、また副委員長には亀田弘徳君が選任されました。委員長及び副委員長をご紹介します。

自席でのご挨拶をお願いします。初めに委員長。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、倉内清一君。

8番（倉内清一君）ただいま、組織会において、議員各位のご理解のもと、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会委員長に就任しました、倉内清一です。

21年産米が3,400円という、大幅な下落になりました。当町での主力品種は「まっしぐら」であります。ということで平内町の稲作農家の支援のため、支援策を取りまとめ、町に要望してまいりたいと思いますので議員各位のご協力をよろしく願いいたします。

また、町長はじめ、担当部署のご協力も一つよろしく願いいたします。以上です。

議長（船橋健人君）次に副委員長、亀田弘徳君。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）この度、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会副委員長に任命されました、亀田弘徳です。

議員各位のご協力並びに関係各位のご協力を得ながら、委員長を補佐し、万全の態勢で、委員会の運営に力を尽くしたいと思っておりますので、皆様ご協力のほどよろしく願いいたします。

議長（船橋健人君）以上で紹介を終わります。

◇

日程第13、議員派遣の件

議長（船橋健人君） 日程第13、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

◇

ここで資料配布のため暫時休憩します。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時36分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、亀田弘徳君ほか4人の連名により、「発議第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書案」が提出されました。この際「発議第9号」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第9号」は、日程に追加し議題とすることに決定しました。

◇

日程第14、発議第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書案

議長（船橋健人君） 日程第14、「発議第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書案」を議題といたします。本案について、説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） 「発議第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書案」について、御説明申し上げます。

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題であります。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解がえられないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別であると考えます。

国家の安全保障に関わる重要事項というのであれば、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国

民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決を図ることが求められています。

以上のことから、国においては、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するよう、私が提出者となり、太田満則議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明といたします。なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国内移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第9号」は「可決」されました。



議 長（船橋健人君） 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布しておりますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 以上で今定例会の全日程が終了しました。閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。去る9月10日開会いたしました本定例会では、前年度の各会計にかかわる決算認定及び本年度の各会計補正予算案並びに人事案件など、合わせて25件御提案申し上げておりましたが、本日全案件ともそれぞれ、御承認、御議決、御同意をいただきまして誠にありがとうございました。

なお、一般質問あるいは決算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について遺漏のないように職員一同万全を

期してまいりますので、議員皆様方にはこれまで同様の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和3年第3回平内町議会定例会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

（午後2時44分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員